

「温故」二号をお届けします。

今回は前号に続き「回天実記」の一部を、又先般松原の伊藤満行氏宅で発見された「天保一揆」の記録を、更に万治三年に集大成された毛利藩の憲法とも云うべき万治制法三十三ヶ条のうち、特に庶民生活に関係の深い「郡中御制法」、士分諸士の生活を律した「御当家御式目」をご紹介することにしました。県文書館の「山口県史料」にはすべて集録されていますが、本号に載せたものは当町内にあった古文書に記されたものです。藩政時代の毛利藩の政治体制を知ることができると思います。

続いて、弥富丸山八幡宮縁起の資料として「青木家系譜」を載せました

目次

回天実記（前号の続き）	2
天保一揆について	20
郡中御制法	27
御当家御式目	46
弥富丸山八幡宮と青木家の系譜	79

回天実記 (温故二号の続き)

小国融蔵八当時謹慎中ニ付キ、直ニ金子新蔵ヲ以テ前頭邑政堂ニ届ケ出タリ。融蔵素ヨリ陰ニ氣脈ヲ通ゼシ故、其ノ拳ヲ賛画セシト雖モ、邑政堂ノ戒厳怠ラザル九名ノ志士途中ニ於テ縛セラレ、宿望達スル能ワザルモ難計キヲ以テ、万一失敗セバ善後ノ策ヲ画スベキ約アリテ留リタリ。然レバ正義派ノ脱走ニヨリテ自然嫌疑ヲ受ケ、一層幽囚ノ嚴ヲ加ウルニ至リテハ、内外ノ不幸之レヨリ甚シキハナシトシテ一封ノ書ヲ残スノ計ヲ決セシナリ。

君が為今日思ひ立つ旅衣

袖にさやけき有明の月 兼常

茲ニ脱走志士ノ家族八各其ノ帰宅ヲ待テドモ鶏鳴猶歸ラザルヲ以テ其ノ踪跡(足あと)ヲ尋ヌルニ、前夜大谷樸助宅ニ相会シテ脱走セシ事実ノ判然シタレバ、各親族ヨリ邑政堂ヘ脱走届ヲ出セリ。俗吏等日ク、彼等来ダ數里以内ニ潜伏スルコトモアラン。可成其ノ所

在ヲ搜策シテ捕工歸ルベシト。大谷樸助跡八直チニ家名断絶ノ令アリ、脱走ノ九名福田村字新田ニ至レバ、東方已ニ白キヲ以テ、昼伏夜行ノ策ヲ決シ、中野屋某ヲ頼マントシテ、応接ノ為河上範三、津田公輔先発セシニ、積雪数寸途ヲ失イ、躊躇時ヲ移セリ。其間大谷樸助外六名八已ニ中野屋ニ至リ潜伏スルヲ得タリ。範三、公輔等終ニ中野屋ニ達スル能ハザルヲ以テ、樸助等ニ報ジテ更ニ図ル所アラントシテ返リテ本通ニ出レバ、樸助等已ニ去リ、天全ク明ク。仍テ片俣村ニ至リ、人跡稀ナル農径樵路(木こりの道)ヲ迂回シテ昼七ツ(四時)御堂原ノ農家ニ投宿ス。疲労頗ル甚シ。于時生雲村屯営ノ賊兵十余名、銃器ヲ携エテ巡回ノ途次、範三、公輔等ノ潜伏ヲ偵知シ、全家ニ入ル。ニ士危険ノ事アリ。翌二十六日朝出発、篠目村ニ至レバ、諸隊ノ先鋒奇兵隊時山真人司令官トナリテ出張、砲台ヲ建築シテ警戒最モ嚴ナリ。応接終リテ大峠ヲ越工、山口立小路井関屋ニ着スレバ、大谷

樸助等已ニ投宿セリ。樸助外六名八二十五日
夜福田村発程、生雲村通り篠目村ニ至リ、道
ヲ仁保市ニ枉^まゲテ鷹懲隊總監赤川敬三兵ヲ率
イテ滞陣スルニ遇イ、通行ノ事情ヲ詳陳（く
わしくのべる）シテ山口ニ至レルナリ。如斯
テ山口本営ニ駐在セル諸隊ノ長官八、概ネ大
谷樸助等ノ同盟知友ナレバ、樸助等ノ為ニ賛
画ノ勞ヲ辞セズ。是ヨリ先、萩宝蔵寺ニ屯シ
テ諸隊ト先鋒ノ調和ヲ図リ、止戦ノ策ヲ講ズ
ル一団隊アリ。遂ニ其ノ人員増加スルニ依リ
東光寺ニ転ジテ干城隊ト称ス。荐リニ止戦ノ
事ヲ建議シ、加之御支藩清末公ノ周旋アリテ
正月二十九日遂ニ止戦ノ発令アリ。

二月朔日（ついたち）干城隊福原亀太郎、
佐藤弥右衛門両名来須、分隊ノ歎願書写並ニ
撰鋒隊ガ調和ノ説ヲ容レザルニヨリ、大衝突
ヲ起シテ生雲ニ転営シ、全村ニ於テ土人ニ
頒布（くばる）シタル告諭書写ヲ携帯シテ邑
政堂ニ至リ、有志者入隊ノ事ヲ促ス。

歎願書

此度諸隊迫討被仰付候処、不容易御国難ニ立
チ至リ、只今ノ形勢ニテ八尽ク討伐不被仰付テ
八難差止次第ニ御座候工共、元来彼等尊攘ノ御
正義ヲ薰陶シ一途ニ存詰（思いつめ）農町兵ヲ
説得シ、専ラ人心彼ニ服シ候勢ニ付、兵威ヲ以
テ難制却テ沸騰甚シク、彼等ガ勢ヲ煽動仕リ候
様相成候故、公明正大ニ条理判然タル処置ヲ以
テ屈伏仕ラセ候外策有之間敷候。畢竟（つまり）
追討被仰付、終ニ撃尽シ候迄八数度ノ戦争中御
内人臣死亡夥敷、器械彈藥兵糧等ニ至ル迄、諸
費莫大ノ儀、加之御国民ノ困苦、戦場尚更兵戦
ノ災害ニ不堪シテ、百姓蜂起必然ノコトニ奉存
候。自然之等八御政道不被為届ノ次第ニモ相成
リ、万一此ノ先天幕（朝廷幕府）ヨリ御譴責（
罪をとがめる）ヲ被為受候テハ、御先祖ノ御尊
靈へ被為對不相濟、此上ノ御耻辱膺ヲ嚙ムトモ
不及候。近ク八人民塗炭（泥にまみれ火に焼か
れる）ノ苦ト、兄弟斗争ノ如キ八乍恐不被堪御

憂慮ノ御事ニ候ニ付此段被遊御熟考、第一、諸有司（役人）黜陟正敷被為行、第二、討伐ノ勢ヲ被為引、蒼生（人民）安堵其ノ業ニ付カシメ、人心一和ノ基ヲ御開キ被遊候ハバ、随ツテ御国是凜然（盛んで激しい）相立テ可申候間、御英断御急務ニ奉存候。全ク以テ私共諸隊ヲ荷担（味方する）仕候ニテハ無御座只今御国家ノ危急傍觀（そばで見ている）ニ打過ギ候テハ臣子ノ至情不相忍、燃胸焦心所耐無御座候間、不顧恐懼奉獻候。仰ギ願クハ断然被遊御決心候テ、御採用奉懇願候。誠恐誠惶謹言

全

此度追討被仰付候処、元來諸隊ノ者ハ亡命無頼ノ途ニ有之候得バ、畢竟正義ノ所集ニ付兵威ヲ以テ圧候テハ、却テ沸騰甚シク相成候訳ニ御座候故、義理ヲ以テ諭シ候外手段無之段ハ、前段申上候通ニ御座候。就テハ今日廟堂ノ諸役人賢明ニテ有之候得共、久敷御咎被

仰付、天下ノ形勢一円不承知之者故、諸事天保度ニ被差返候得バ、万事都合宜敷ト存詰候工トモ、今日ノ人民天保度ノ人民ト相違候事ハ三尺ノ童子モ存候位ニテ、決シテ人服ハ不仕、恐ナガラ御両殿様多年ノ御誠意ハ、天下共ニ所知ニ候処、却テ御粗暴ノ様ニ相成、御正義湮滅（無くなる）御国論變動ニ至リ申候。右ニ付諸隊ノ者共数度建白仕候処、一廉（只の一つも）御採用無之而已ナラズ、御直書ヲ以テ被仰聞候御趣意御実行相違仕候ヨリ、御説得ノ旨ヲ不奉遂ニ及暴動候次第ト奉存候。全追討被仰付候ニ付、進退相迫リ候ヨリ起リ候段トテハ無之候間、断然確呼不動之御英断ヲ以テ、右等役人御擯ケ有リ正義ニシテ且ツ時勢ニ通達ノ人御用被遊候得者不動干戈（戦をせずに）シテ鎮静仕リ、土民モ安堵可仕候。實ニ御正義湮滅、御国論變動ニテハ、御家ノ為メノミナラズ、神州古來ノ御国体ヲ損シ候訳ニ候得バ、何卒御処置ノ程私共一統泣血奉懇願候 以上

檄 文

先達己来討伐ノタメ軍勢多数被差向、未ダ
攻亡スニ至ラザルノミナラズ、却テ諸隊ノ勢
日ニ盛ニ相成リ、然ル処ニ戦死、手負、打死
ノ痛マシキハ申ス迄モ無之、農家町民共ニ荷
造其外ノ夫役多ク、肝要ノ農作家財モ丸々打
捨テ、大概壯年ノ者ハ夫役ニ被遣妻子八日々
ノ取り渡リニ込リ、中ニモ老人又ハ病者ニテ
重荷持不申者ハ雇替イタシ差出候ヘバ、余分
ノ賃錢ヲ取ラシ、諸色ハ次第ニ乏シク、金銀
ハ融通致サズ候ヘバ、家財衣服等モ質入レト
ナシ、最早餓寒ニ迫リ候有様見ルニ忍ビズ。
右ニ付其ノ訳ヲ細々申上ゲ、軍御止メナサレ
候様ニ、過ル十六日全意ノ面々一全、御城ヘ
罷出、御両殿様ヘ御直ニ申上候所、無勿躰モ
思召ニ叶イ、直様御鎮方清末様ヘ御任ニ相成
候。右ニ付歎願筋一日モ早ク御運ビ相成候様
一統誠ノ心ヲ尽シ、御先祖様ノ御灵前ニテ御
祈願ヲ籠メ、何卒シテ御国家安全ノ基ヲ相立

テ難儀救イ度キ所存ニテ御処置ヲ奉待候処、更
ニ御目途無之而巳ナラズ、色々ノ差支エヨリシ
テ歎願筋モ急ニ届申サザル由ニテ、各々共ノ心
中ヲ察不申却テ何事ヲ企候様引受者之有候得ハ
万一御政道之御手支リ共ニ相成候テハ、最初歎
願申上候趣ニモ有之候訳ニ付、第一御上ヘ御安
心ヲ付度キ積リニテ、一ト先ズ当地ヘ立退キ候
次第ニ候。右ニ付趣能々令熟考、下ニ於テモ共
ニ力ヲ合セ、御国難ノ万一ヲモ救イ奉リ候様、
呉々モ有之候エバ、各々共当所ヘ立退キ候儀格
別事ヲ企テ候訳ニテモ無之候間、地下安堵ノ為
前段申聞セ置候モノナリ。 干城隊

邑政堂ハ各級士族ニ意見ヲ下問セシニ、大谷
樸助等九名ノ志士脱走後、正義派ノ勢力稍々張
ラントスル時機ニ際シタルヲ以テ、各級共干城
隊ノ旨趣ヲ賛同スル由ヲ回陳セシカバ、俗吏モ
入隊ノ請求ヲ拒ムニ由無ク、金子新蔵、多根卯
一以上大組、松原仁蔵、秋山春三以上御手
廻組ノ四名ニ干城隊入隊ノコトヲ命ズルト雖モ

遂二其_二実ヲ拳ゲシメズ、大谷樸助外八名ノ脱藩者八諸隊長官等ノ協賛ヲ得テ一旦歸須、邑中ノ正氣ヲ回復シ、亡君ノ御遺志ヲ継グ実行ヲ拳グベキ方針已ニ定マルヲ以テ南御領大道切畑吉貫野へ有志者誘導ノ為、河上範三、原井直助兩名派出セリ。其ノ募ニ応ズル者三好久平外士農二十六名ナリ。率イテ山口ニ歸ル。

全六日脱走ノ志士九名、并二三好久平等二十七名総員三十六名八大谷樸助ヲ推シテ総督トナシ、津田公輔、大橋三木三斥候ニテ、回天ノ二大文字ヲ書シタル旗ヲ翻シテ干城隊榭崎八十槌、笠原半九郎等五名公命ニヨリ之ヲ保護シテ須佐ニ来リ、直チニ心光寺ニ屯シテ回天軍ヲ設立セリ。

回天軍趣意書

回天軍屯集ノ儀ハ、第一亡君為御国家正義回復ノ実行相拳リ候様有之度日夜苦心候処、今日ニ至リ候而者邑中ノ人心一旦興起候ト雖

モ、之迄ノ通り階級ニ依リ御軍制ノ御定相成候而ハ、本藩先鋒隊ノ如ク殷鑑遠カラズ（いましめは身近かにある）決シテ実地ノ戦ハ無覚束、此後外夷ハ勿論四境ノ患ハ必然ノ儀ニ付キ、石州境ノ儀ハ素ヨリ益田家ノ任ニ可有之候得者若シ又天王山ノ覆徹ヲ踏ミ候テハ、御家ノ儀ハ不及申、御両国ノ存亡ニモ相関リ可申候間、御軍制ノ内ヨリ別ニ一隊ヲ以テ士農工商ノ別ナク人物ヲ選ビ、実戦ノ訓練相励ミ、畢竟八天下ノ奸賊ヲモ掃除シ、亡君ノ神意ヲ奉慰度候条苟モ尊攘ノ志有之輩ハ身分ニ拘ラズ其人ノ心ニ任セ入隊可有之者也

回天軍

邑政堂八蒼惶（おそれて青くなる）為ス所ヲ知ラザルモノノ如クニシテ俄カニ九名脱走ノ罪ヲ赦免シ、大谷樸助ノ謹慎ヲ解放シテ食禄元ノ如クナルヲ達シ且ツ令シテ曰ク、如斯寛大ノ処置アル上ハ各々解散帰宅スベシト。回天軍ヨリ立隊ノ目的ヲ陳述シテ曰ク、今ヤ四境ノ難日々

二迫レリ、益田家ニ於テ八軍制ノ改革スベキ
八之ヲ改革シ、北方要衝ノ地ヲ引受ケ、焦眉
ノ急ヲ防禦スルノ決心ナカルベカラズ。之レ
即チ先君ノ御意志奉体シ臣子ノ分ヲ尽ス所以
ナリ。吾輩回天軍ヲ以テ其ノ基礎トナサント
スト反覆弁論シテ分散ノ命ニ応ゼズ。俗吏等
回天軍ノ執ル所ノ主義八到底抑庄スベカラザ
ル曉ノミナラズ、外ニ八諸隊ノ応援アルヲ恐
怖シテ軍備拡張ノ令ヲ発ス。

全七日邑政堂ヨリ各級士族一般へ軍事総督
公選ノ命アリ。

全八日親施公ノ尊靈ヲ高正大明神ト称シ奉
リ、御短刀ヲ以テ其ノ神体ト定メ、松崎産土
神社ニ於テ大祭典ヲ執行シ、家臣一同参拝シ
式終テ大湫寺ニ於テ各級大会議ヲ開設ス。
其ノ主対八、本藩ニ建言シテ先君ノ御正義ヲ
貫徹セシムベキコト。石州口ノ防禦八益田家
ニ於テ担任スベキ事等ニテ互ニ誓約シテ散会
セリ。

誓約書

此度会議ヲ以テ一定被仰付候旨趣八先般、高
正院様御殿科ノ一条偏ニ御両殿様御思召ニ不被
為在、奸吏ノ処置ト相聞工、左候得者御冤罪ニ
奉墮候次第弥以テ残憾ノ至リ、於御家来中悲憤
何ヲ以テ可加之哉。就而者奉報尊靈寸忠之一議
者、今日御生前ノ御深慮ヲ斟ミ、尊靈ヲ御神祭
ニ奉尊崇、於御神前御家来中丹心一和之誓約ヲ
以テ御両殿様御正義ノ思召ヲ被成御躰認、御忠
節ヲ被尽終ニ御一身ヲ被果候御遺念ヲ臣下ノ銘
銘心肝ニ徹底仕リ、乍不及丹心ノ届ク所、御国
是一定御正義貫徹ノ儀ヲ公儀へ歎願仕リ、然ル
上八仮令外患来襲之節モ御領境石州口防禦ノ儀
八一途ニ御請合申シ出、志操ヲ不変身命ヲ尽シ
御身後之寸志正義凜然相立候様乍恐神靈御照覽
之前ヲ以テ決議仕候事

誓約書

乍恐微臣私共不顧恐惶歎願申上候旨之趣八旧
冬来多人數ノ斬戮并諸隊討伐其外之御処置熟考

仕り候得共、先般右衛門介殿殿科之一条モ御
兩殿様御思召ニ不被為在、偏ニ政府ノ御処置
ニテ罪科相被行候儀モ可有之哉ト於家来中残
憾何ヲ以テ加之、就テハ主人終身之素志、御
兩殿様御正義之思召ヲ被致体認、心身ヲ被竭
被相果候儀ニ御座候得共、臣下ノ銘々其ノ遺
念心肝ニ徹底仕リ乍不及、丹心之届所歎願申
上候テ何卒御国是御一定御正義御貫徹之程奉
仰願候。左候ハバ主人生前之丹心相届キ、私
共ニ於テモ本懐過分ノ至リニ奉存候。然ル上
ハ縱令外患来襲ノ節モ領分境石州口防禦之儀
者一途身命ヲ尽シ手立可申候間、幾重モ前件
御政蹟正義御徹底之御処置歎願申上候。

誠恐誠惶謹白

益田右衛門跡 家来中

今夜士族各級ヨリ家老増野与次ヲ軍事總督
ニ推戴スベシト邑政堂ニ上申ス。

全九日増野与次ニ總督タルベキノ命アリ、
小国融蔵謹慎放免ニテ直チニ參謀タルベキノ

命アリ、回天軍總督大谷樸助ハ本隊ヲ率イテ一
番先衛隊番頭タルベキノ命アリ、是ニ於テ軍制
緒ニ就ケリ。初メ回天軍ノ心光寺ニ屯スルヤ檄
ヲ発シテ兵員ヲ募集セシニ、氣慨アルモノハ奮
ツテ入隊スルニ因リ、勢力日ニ加ルヲ以テ、俗
論派モ暫ク其ノ銳鋒ヲ避クルノ方針ヲ執ルニ至
レリ。本藩諸隊ハ止戦後萩地ニ入り、屢々上言
スル所アルヲ以テ、正義恢復ノ端相開クルノ機
ニ際シタレバ、益田家ニ於テモ兩君候後守衛ト
称シ、萩近傍ノ地ニ出兵シテ、諸隊ト氣脈ヲ通
ジ、幼君ノ御家督ヲ促ガスベシト小国融蔵ヲ始
メ回天軍ノ建議ニ拠リ、宇田村迄出張ノ事ヲ許
セリ。

全十四日中軍八大蘆寺ニ、先鋒八淨蓮寺ニ屯
シ、回天軍八法隆寺ニ転營セリ。翌十五日回天
軍一隊及ビ大谷岩尾組頭ニテ宇谷組、須佐地組
合併、一小隊宇田村ニ出張シ、邑政堂ヨリ八当
役松本良左衛門ヲシテ御末家益田石見殿、本政
府山田宇右衛門等八出兵ノ件ニ付内談ノ為メ出

萩セシム。

茲二本藩逃走ノ奸吏椋梨藤太、全伊太郎、児玉久吉郎、中村久米次郎、小倉半右衛門、神代秀乃進、小森市郎右衛門、南新三郎、木村松之進、全駒太郎、平川清作、小川八十槌等十式名海路飯之浦へ着船上陸セシ由ノ飛報ニ接シ、回天軍員梅津熊之進八田万村ニ帰省中ナレバ、中村泰一外三名全行、飯之浦へ至リ、須佐ヨリ八中軍及ニ番先衛隊ヲ下田万村ニ出張セシメシニ、奸吏八石州青原ヲ経テ岩国ニ至ルベシトノ報知アリシニヨリ、先手小隊ヲ福田村ニ出張セシメタリ。之レ二月十六日ナリ。此ノ際奇兵隊福田義平、西嶋喜平等宇田村陣營ニ来リ、協力ヲ以テ逃走奸吏ヲ逮捕スベキヲ約シ、石州青原ニ出ズルノ地理ヲ詳問シテ辞シ去レリ。大谷樸助、岡部東三八福田村ニ派出セシガ、東三八更ニ徳地屯營ノ膺懲隊ニ報ジテ岩国口ノ警戒ヲ嚴ニセシム。下田万村出張ノ先衛隊ヨリ八数名ヲ選抜シテ

奸吏逮捕ノ手配ヲナシ、青原八津和野藩ノ領内ナルヲ以テ、全藩庁ノ承諾ヲ得ザルベカラザルノ故ヲ以テ、小国融蔵八直子二津和野藩邸ニ至リ、脱藩人逮捕ノ為メ青原ニ出張セシ旨ヲ報ゼリ。青原ニテ八先衛隊ノ出張員岩国ノ通路ヲ遮断シ、堅固ニ相困ミ、將ニ逮捕ニ及バントスル時津和野藩ヨリ渡辺儀右衛門数多ノ士卒ヲ引率シテ出張シ、弊藩ニテ逮捕ノ上貴藩ニ引キ渡スベシトノ談判ニヨリ、ニ番先衛隊八津和野藩ニ逮捕ヲ委託シ、必ズ須佐一手ニ受取ルベキコトヲ約シテ田万村ニ帰營セリ。此ノ時大谷樸助八福田村ニ於テ津和野藩ニ委託ノ事ヲ聞キ、途ヲ枉ゲテ田万村出張ノ中軍及ビニ番先衛隊ニ至リ不俱戴天ノ讐タル十二奸吏ヲ踪跡シテ彼八已ニ釜中ノ魚タリシヲ直子ニ復讐ノ事ヲ果サズシテ他藩人ニ逮捕ノ功ヲ奪ハルルノ愚ヲ痛論シテ帰須セリ。

全十九日御末家周布治郎殿宇田陣中ニ来駕、兵隊引上ノ公命ヲ伝フルニ依リ、回天軍モ須佐

邑法隆寺屯所ニ退軍シ、十二奸吏受取りノ準備ヲ為サシム、本藩ヨリ八直接受取ノ事ヲ津和野藩ニ照会アリテ、御使番山田重作、番頭藤井竹太郎、今田辰三郎等ニ組及ビ干城隊笠原半九郎、山縣初三郎、長安栄二郎等江崎村ニ出張滞在セリ。茲ニ山田重作ハ性卑怯ニシテ、脱藩奸吏ノ暴動ヲ掛念畏縮シ、彼等ノ親族来着ヲ俟タント欲シ、仏坂関門ニ於テ津和野藩ト数度ノ応接ニ受取ノ準備半途ナルヲ以テ猶予ヲ請イ、遂ニ二十三日ノ応接ニ至リテハ、遁辞ノ為ススベ無キヲ以テ、中間頭二名俄ニ病氣ニ罹レル由ヲ偽リ、猶延期セントセシニ、津和野藩ヨリハ、今日迄徒ニ数日ヲ経過セリ猶未ダ受取り難キナラバ尊藩ノ寺院ヲ拝借シテ、寺内ノ警衛ハ弊藩ニ於テ担当スベケレバ、尊藩ノ一手ヲ以テ四周ノ外圍ヲ受ケ持タレタシト照会セリ。藤井、今田兩名八山田ノ憶セルヲ憤リ、予等二名ニテ受取ルベシト決意シ、小国融蔵八津和野藩ニ迫ルニ、須

佐一手ニ受取ルベキノ前約ヲ履マンコトヲ以テ入。是ニ於テ一時ハ議論ゴウゴウタリシモ、奸吏等ノ親族モ来着シ、終ニ下田万村西法寺ニ於テ本藩吏員直接ノ受取りノ事ニ決ス。

二十四日津和野藩物頭布施田沢右衛門、御目付牧宮三郎接人渡辺儀右衛門、波田多橋其他士族十五人足輕八十人余前後ヲ警衛シテ来着、引渡手續ヲナス。寺ノ境内ハ須佐一手ノ警固ナリ。奸吏ハ脱刀親族預ケトナシ、詰駕籠ニテ山口ヘ護送セリ。

須佐一手モ歸邑解隊ス。当度奸吏逮捕ノ件ニ付テハ梅津熊之進、中村泰一等東奔西走頗ル尽力セリ。

全日回天軍モ他ノ軍隊全様邑政堂ヨリ分散ノ命アリト雖モ其ノ命ニ応ゼズ、全夜心光寺ニ転營シテ中村藤馬邑政堂ニ出頭シ、解散スベカラザル理由ヲ陳弁シテ継続ノ許諾ヲ得ントスルモ俗吏等其ノ請ヲ容レザルノミナラス、大イニ激怒シテ其ノ命ニ抗スルノ無状ヲ咎ムルニ因リ、

一旦帰營會議ノ上更ニ邑政堂ニ至リテ哀訴歎願スルモ採用セラレザリシ為、其ノ帰營ノ遅タルヲ以テ、大谷樸助、津田公輔、村岡彦十郎等、又邑政堂ニ出頭シテ激論数刻深更ニ至リ、遂ニ俗吏ノ屈服スルヲ以テ帰營セリ。然レドモ俗吏ハ言論上屈服セシ迄ニテ心中益益之ヲ嫉ムノ機ニ乗ジ、大組其ノ他ノ俗論党ハ俗吏ト密約シテ翌二十五日育英館ニ屯シ、説客ヲ出シテ御領内ヲ巡廻セシメ、十二奸吏ノ余党乱入モ難計ケレバ、其ノ不慮ニ供シ、且ツ四境ノ敵兵防禦ノ為メ一致團結ヲナシテ練兵スベキヲ口実トシ、組士并ニ三組卒族其他農兵ヲモ集メテ北強団ト称ス。邑政堂ヨリ御用ノ二字ヲ濫用シテ館中ニ入ラシムルモノ亦多シ。邑政堂八回天軍ノ勢力ヲ殺ガントスルノ念サカニシテ百方其ノ策ヲ講ゼシガ、遂ニ古来四組、宇谷、須佐地、瀬尻、市丸ナル者ハ其ノ戸数ノ定限アリテ大組ノ内ヨリ各組々頭ヲ奉職シ、非常ノ時ニ臨ミテ八頭組ノ

指揮ニ從イテ進退スベキ制ナリ。然ルニ回天軍入隊ノ組士十二名アルヲ以テ御祖先牛庵公以来ノ御手組ヲ破解スルモノナリト公言シ、回天軍立隊ノ要旨ハシバシバ上言セシ如ク、今日ニ於テ必ズ立タザルベカラザルノ要アリテ立ツルモノナリ。然シテ軍制ハ古今ノ沿革ニ從イ其ノ時勢ニ適スル活法ニアラズンバ決シテ実戦ノ用ニ立ツベカラズ。故ニ先規旧格ニ拘ムハ迂闊ノ極ナルコト論ヲ待タズ、仮令牛庵公ノ御手組ナリト雖モ、慶長時代ノ軍勢ヲ益田家ノ存セン限り幾百十年ニテモ依然之ヲ用イントスルハ兵家ノ嗤笑（笑いもの）ニ供スルノ兇戯ノミ。即チ牛庵公ノ罪人タルヲ奈何セン。加之ニ創立日尚浅クシテ勢力微々タル回天軍中ヨリ俄然十二名ヲ除クニ至ラバ、其ノ基礎忽チ頽レテ立隊ノ目的ヲ達スルコト能ハザルハ必然ノ事情ナリト論難弁駁一層軋轢ノ勢ヲ加エタリ。北強団ハ此ノ機愈ニ乗ズベシト荐リニ流言ヲ放チテ曰ク、回天軍ハ邑政堂ニ放火シ役人ヲ暗殺スルノ陰謀アリ

曰ク、大谷撲助等数名八幼君ニ忠ナラズ益田家ニ叛逆ノ意志アリ。曰ク、云々、曰ク云々ト無実ノ冤罪ヲ以テ私怨ヲ報ゼント欲シ、甚シキ八己レノ妻児ヲシテ仙相院君ニ阿護ざんぶ讒誣ざんぶ（へつらい無実の悪口）セシムルニ至レリ。

三好久平等八事態漸ク迫ルヲ察シ、南御領士卒二十七名除隊ヲ請イテ帰郷シ、回天軍笠松邸内ノ状況及ビ反对党ノ挙動ヲ探偵シテ、仙相院君モ邑政堂俗吏ニ欺カレテ俗論党ヲ寵遇シ、殊ニ其ノ妻児ノ讒誣ざんぶヲ信用セラルヽヲ知り切齒扼腕ニ堪エズ、一同仙相院君ニ拜謁シテ先君御逝去ノ頭末ヨリ立隊ノ旨趣ヲルヽ上言スルニ如カスト一決シ、同夜四ツ時（十時）笠松邸ノ御式台ニ出ズルト雖モ、俗吏等之ヲ遮リ、防衛頗厳重ナルヲ以テ帰營セリ。

全二十六日回天軍ヨリ津田公輔外二名邑政堂ニ出頭シ、邑宰益田三郎佐衛門二面会シ、親施公御逝去後幼君ヲ蔑ニシ、政権ヲ恣ニシテ大イニ正義派ヲ擯斥（のけもの）スルノ挙

三郎左衛門

動ヲ指摘シテ言論激烈ナリシガ、三郎佐衛門答弁語塞ガリ、唯々流涕（涙を流す）スルノミ。公輔等共ニ争ウニ足ラズトシテ退出セリ。

北強団八邑政堂ノ許諾ヲ得テ邑ノ四境ヲ鎖シテ正義派ノ出入ヲ戒シメ、心光寺前ナル武庫ヲ守衛シ、或ハ小具足ヲ着シ兵器ヲ携エテ奔走シ威嚴ヲ出シテ回天軍ヲ圧セントシ、世ニ流言シテ曰ク、回天軍ノ暴発近キニアルベシ、吾輩其ノ非常ヲ戒ムト。回天軍八孤城落日、四面礎歌ノ声トナリ、事情大イニ切迫スルヲ以テ、変節ノ念ヲ抱クモノアリ、加之外ヨリ八父兄ノ疾病ヲ虚報シテ其ノ心ヲ動カサシムルモノ亦スクナカラザレバ、土谷仙三郎、大賀惣助脱營、行ク所ヲ知ラズ、岩本平太、岩本貫一郎亦夜ニ乗ジテ脱營、直チニ北強団ニ至リ加盟ス。

全二十七日、御末家周布治郎殿八邑政堂ノ招請ニ応ジテ来須セシガ、仙相院君ノ命ヲ伝ウル由ヲ以テ回天軍營所ニ来タリ、総督大谷撲助、河上範三、津田公輔其他数名ノ役員ヲ列席セシ

メテ、組士十二名ヲ除隊シ、北強団ト調和ノ事ヲ勸告セリ。樸助答テ曰ク、組士ノ除隊スベカラザル理由ハシバシバ邑政堂ニ上陳セシ如シ、水油素ヨリ混ズルモノニアラス、正俗ノ両立スルハ今日ニ於テ避クルベカラザル勢ナリ、仮令仙相院君ノ御意ナリト雖モ、益田家前途ノ不利ト認ムル事アラバ、幾回モ諫メ奉ルコソ臣子ノ分ナレ、言若シ聴カレザレバ一死アルノミト。且ツ周布殿ノ俗吏ニ左袒（味方する）シテ宗家ノ面目ヲ傷ツクルノ無状ヲ論責セシカバ、周布殿怒氣満面席ヲ蹴ツテ起テ去レリ。

全日回天軍ハ一旦弥富村全柳寺ニ転営シテ徐ニ計ル所アラント決議セリ。初メ小国融藏八大谷樸助等ト内外相応シテ邑中ノ正氣ヲ恢復センコトヲ約シ、樸助等ト公然運動ヲ共ニセズ、居常ニ沈着ヲ主トシ、敢テ俗吏ノ意ニ悖（反する）ルコト無カリシカバ、回天軍立隊、軍備拡張ノ当時、其ノ幽囚ヲ解キ、拳ゲ

テ參謀ノ任ニ當ラシメ、且ツ邑政堂ニ入り、議政ノ班ニ列セシムルニ至レリ。故ニ融藏ハ正俗ノ軋（いざこざ）漸ク甚シキニ至リテハ、彼之往来シテ冥々（人しれず）回天軍ヲ保護スルノ恣トナレリ。是ニ於テ大谷樸助ハ弥富村ニ轉営ノ策ヲ密ニ計ルニ、融藏八大イニ不賛成ヲ唱エテ曰ク、回天軍ヨリ暴動ヲ発セザル以上ハ、邑政堂ヨリ俄カニ手ヲ下シテ所断スルノ勢イハ無之ニ依リ、今暫ク時機ヲ伺イテ、万止ムヲ得ザル場合ニ至リ轉営スルモ晩キニアラザルベシト。樸助其ノ説ニ從イテ轉営ノ策ヲ決行セズ、且ツ融藏ノ内意モアリテ邑政堂へ覺書ヲ出ス。

覺

私共屯集ノ儀ニ付テハ、君命ニ違イ難ク盟約ヲ破リ難ク、実以テ進退相迫リ居候。依之暫ク心光寺へ蟄居仕リ、此上ハ本藩政府并ニ公然タル決議相願度奉存候間、此段仰合可被下候 己上

回天軍

邑政堂連名宛

小国融蔵ノ就職以来、常ニ俗吏ト相列シテ
政治ニ参与セルヲ以テ、万一正議派ノ滅亡旦
夕ニ迫ル急アラバ、飽迄其ノ危難ヲ救護スル
ノ運動ヲ為サント樸助等ニ約シテ其ノ転官策
ヲ止メ、覚書一通ヲ出サシメタルニ、豈凶ラ
ンヤ俗吏ハ堂議ノ外秘密ノ謀アリト雖モ融蔵
ヲシテ之ニ与ラザラシメタリ。宜（当然のこ
と）ナリ、融蔵ガ回天軍ノ敗亡ヲ援クル能ハ
ザリシコト。

全二十八日大谷樸助、河上範三、津田公輔
等ノ親族各二名宛回天軍ニ来タリ、曰ク、仙
相院君ノ命アリ樸助、範三、公輔及大橋三木
三、村岡彦十郎等只今出邸スベシト、樸助等
ハ昨日以来不穩ノ形勢アルニ今此ノ命ニ接ス
必ズヤ吾等ヲ歎キテ軍門ヲ出シ、以テ羽翼ヲ
殺グノ策ナルコト疑ウベカラズ。弥富村転官
ノ事ヲ果サザリシハ実ニ噬臍（へそをかむ）
ノ悔ナリトス。之ニ於テ散ル時ハ散ルモ吉野

義

【注】
青字の部分
は尊攘堂本
と異なる

ノ山桜、花ニ類ヘシ武士ノ身ハノ歌ヲ各相和シ
朗吟シツツ親族ニ伴ハレテ出ズレバ、隊員之ヲ
營門ニ送ル。此ノ日巷間流言シテ曰ク、回天軍
北強団ト戦争將ニ起ラントスト戸ヲ閉ジル者多
シ。笠松邸ニ至レバ邸内闖（ひつそり）トシテ
人無キガ如シ。式台ヨリ導カレテ広間ニ出ズ。
右ニ俗吏ノ列座ニ、左ニ周布殿ノ陪席セラルル
ヲ見ル。已ニシテ仙相院君ノ出座アリ、院君曰
ク、樸助、範三、公輔等恣ニ益田家ノ御手組（
おきて）ヲ破リ、吾等ノ命令ニ背ケリ、吾ハ故
右衛門介ノ母ナリ、吾ニ背クハ即チ故右衛門介
ニ背クナリ、不忠ノ罪恕スベカラズ、並ニ其ノ
親族ニ預クルヲ以テ、三名ノ親族宜ク嚴ニ護衛
スベシト云畢リテ退席アラントス。樸助曰ク、
臣等ノ旨趣未ダ貫徹セズ以テ此ニ至ル、残憾無
量、今イササカ上言スベキコトアリ、謂フ暫ク
待タルベシト。周布殿怒氣満面曰ク、樸助云ウ
勿レ、仙相院君速力ニ入ラルベシト。仙相院君
蹶然起チテ室ニ入ラル。是ニ於テ各退出スレバ

式台二八組士数十二名敷刀（刀を左側に置き
て座するを云う）ニテ列座セリ。三名式台ヲ
降レバ、各親族二名宛及組士三名、組仲間四
名宛前後左右ヲ圍繞（とりかこむ）シ、樸助
範三八自宅ニ、公輔八当時親族松原仁蔵宅ニ
寄寓セシヲ以テ全家ニ歸リ、執レモ手ニ枷鎖
ヲ受ケテ一室ニ幽セラレ、其ノ別堂ニ八昼夜
七名ノ看守相詰メ、玄関ニ笹丸（益田家の紋
章）ノ高張提灯ヲ掲ゲタリ。斯シテ大橋**三樹**
村岡彦十郎四名八笠松邸ヨリ無事歸營ヲ許セ
リ、其ノ樸助等三名ト共ニ召喚アリシハ、三
名逮捕ノ実況ヲ回天軍ニ細報セシメテ隊員ノ
英氣ヲ殺ガシムルノ策ナリシコト八問ワズシ
テ明カナリ。夫レヨリ北強団八公然心光寺ヲ
囲ミテ隊員ノ外出ヲ禁ジ、夜五ツ時（八時）
各組ノ証人役八軍側ニ入り、入隊ノ組士へ毘
政堂ノ敵命ヲ伝工、尚正義派ノ首領タル三名
ノ縛ニ就キタル上八、回天軍既ニタオレタル
旨ヲ諭シテ、当時四組屯集所即チ北強団ノ支

三樹三

部タル紹孝寺へ伴イテ警衛シ、翌日各親族預ケ
トナリテ自宅へ歸リ、御手廻リ其他八直チニ親
族預ケトナリテ歸營セリ。全月二十九日北強団
総人数笠松御殿へ召集アリテ幼主并ニ仙相院君
ノ御意アリテ酒肴ヲ賜ワル。

御意書

当今時勢ニ就テ八不一方被遂御苦慮候処稽

古人数中夜白（よるひる）令尽君子ノ情実全

全相違候段御祝着ニ被思召候 依之被成御意御

酒頂載被仰付候事

更ニ仙相院君御膝下へ小原勘左衛門（大組御

用人役）仲井半四郎（大組北強団首領の一人）

秋山春三（御手廻変節者）戸倉三郎兵衛（御手

廻裏判役）尾木七郎左衛門（四組北強団）中村

泰一（全上）等ヲ召シテ日ク、昨日樸助、範三

公輔ノ三名ヲ幽囚セリト難モ、**婦人**ノ身ニシテ

其ノ処分ニ困却セリ。此上八家臣中ニ於テ適當

ノ方案ヲ定メテ建議セヨトノ命アリ。

此ノ御直命ノ旨ニ從イ、育英館内ニ大会議ヲ

開キ、大谷樸助等ノ罪状五ヶ状ヲ造リテ北強
団ニ御委嘱ノ事ヲ請イ、願意採用セラレバ樸
助等ノ首足（首を切る）所ヲ異ニシテ鬱憤ヲ
果スベシト決断セリ。

罪状

- 一、高正院殿御自分被立置候御手組相破り候
事。
- 一、仙相院様御趣意へ相背キ候事。
- 一、謹慎中脱走之事。
- 一、御家来中ヲ隊中へ俗論ニ申シ落シ候事。
- 一、御法ニ相背キ商家ノ大金ヲカタリ出候事。

又

右詳ニ曰ク、第一条八回天軍ニ組士ノ入隊
ヲ許シタルヲ責ムル者ノ如シト雖モ、四組ノ
制八牛庵公以来ノ手組ニシテ、古今時同ジカ
ラズ、今ニシテ之ヲ改メザレバ実用ニ適セザ
ルヲ如何セン。然ルヲ親施公ノ立チ置カレタ
ル御手組ヲ被レリトハ誣モ又甚シカラズヤ。

第二条仙相院君ノ御趣意ハ俗論派ノ毒説ヲ

誤信セラレシニ出ズルモノニシテ、之二盲従ス
ルハ却テ不忠ノ罪遁ルベカラズ。

第三条謹慎中ノ脱走ハ大谷樸助一名ニ係ル事
ナルガ、樸助脱走ノ翌日其ノ罪科ニヨリテ家名
断絶ノ所分ヲ受ケタリシモ他方六日ニ至リ謹慎
放免、家禄復旧ノ命アリテ、再ビ責罰ヲ蒙ルベ
キ理無シ。

第四条故親施公ノ御幽囚後、常ニ正義派ノ行
動ヲ制肘シ、終ニ小国融藏、大谷樸助等ヲ禁錮
スルニ至ル、之ヲ俗論党ト云ワザルヲ得ズ。俗
論党ヲ俗論党ト称スルハ事実ヲ証明スルニ於テ
已ムベカラザルモノナリ。

第五条回天軍ノ正義ニ同情ヲ表シテ富豪ノ献
金ヲ為シタル者ハアレドモ、富豪ヲ欺キテ出金
セシメシ事決シテ無シ。其ノ証タル尔来回天軍
ノ為ニ金穀ヲ騙取（だましとる）セラレシト訴
エタル者ハ一人モ無カリシヲ以テ知ルベシ。

以上五ヶ条八実ニ虚構ノ説言ナリ。

北強団本部育英館ヨリ棕重ニヲ以テ前件決議

ノ賛否ヲ其ノ支部タル紹光寺屯所へ諮問セシ
二、組士八大イニ其ノ決議ヲ非難シ、遂ニ中
村泰一、西尾壯助外ニ名本部ニ至リ、敬勝齋
楼上ニ於テ多根卯一、仲井半四郎等ニ面会シ
テ、樸助等八本藩、諸隊ニ關係アル人物ナレ
バ、果シテ仙相院君ノ御趣意ニ戻リ、数条ノ
罪科アリトセバ、速力ニ之ヲ諸隊ニ報ジテ諸
隊ノ公平ナル決議ニ任ズベシト利害得失ヲ陳
弁セシト雖モ、卯一等ノ嚙喝劇シキヲ以テ、
否ムニ辞無ク、結局其ノ為ス所ニ一任セリ。

全日邑政堂ヨリ大谷樸助ノ親族栗栖鬼助、
松井平助等ヲ召喚シテ曰ク、樸助ヲ愆メテ自
殺セシメバ、家名断絶ノ憂イ無カルベシ。汝
等大谷家ノ為之ヲ図ラスヤト。親族ニ名八諾
セズシテ退出セリ。之ニ於テ俗吏等樸助等三
名ノ処分ヲ議シ、孰レモ屠（切）腹セシムベ
キノ説アリシニ、波田與一等樸助、範三ノ屠
腹八同意セリト雖モ、津田公輔ニ於テハ猶弱
齡十九才ナレバ、先輩樸助、範三等ヲ失ワバ

独立事ヲ成スノ勢力ハ恐ラク無カルベシ。之ヲ
殺サザルモ豈（どうして）後日ノ言アラシヤト
異議ヲ唱エシニ依リ、然ラバ樸助、範三ニ八屠腹
公輔八一旦入獄セシムベシトノ事ニ決セリ。

全晦日（みそか）早朝、樸助、範三、公輔等
ノ親族召喚アリテ各処罰ノ命アリ。

御沙汰書 大谷樸助

右御趣意筋ニ相背キ不一形罪科ニ付テハ、

大組中手廻ノ内四組中身柄願下ゲノ儀申出臣

下ノ情実無余儀筋ニ付被遂御免候得共 存分ノ

処置八難被仰付御詮議筋ヲ以テ割腰腹ノ上家名

没収被仰付候事

丑二月

河上治五作

右全姓範三 同文

割腹被仰付候事

丑二月

津田公輔

全文

入^{牢脱} 被仰付候事

丑二月

大谷樸助ハ割腹ノ御沙汰書ヲ一読シテ曰ク
嗚呼余ハ好賊ノ為ニ殺サルル力、否奸賊ニ殺
サルルニ非ズ、君命ヲ以テ先君ニ地下ニ殉ウ
シメタマウナリ。

古来本藩ノ獄ハ上獄下獄ノ別アリテ、士卒
ノ犯罪者ハ之ヲ上獄中ニ繋ギ、卒族ヲシテ監
守タラシメ、平民ノ犯罪者之ヲ下獄ニ繋ギ下
民ヲシテ監守セシムルノ制ナリ。然ルヲ益田
家ニ於テハ獄ニ士庶ノ別ナク下民監守ノ一獄
アルノミヲ以テ、一面其ノ獄ニ投ズルモノハ
仮令放免セラル、モ他人ハ之ト齒（同列にな
る）スルヲ恥ルノ風アリ。故ニ公輔ハ獄ニ繋
ガレテ生キンヨリハ屠腹シテ死スルニ如カズ
ト決心セリト雖モ、親族等ハ其ノ老母（大草氏
梅子）ノ公輔ガ自ラ屠腹ヲ請ウノ事ハ必ず之
ヲ容サブルヲ予想シ、躊躇時ヲ移セシガ、如
斯テ止ムベキニアラザレバ其ノ事情ヲ老母ニ

談ズ。老母涙ヲ揮ツテ曰ク、公輔幼ニシテ父ヲ
失イ、独リ母アルノミ、我レ男女ニ子アリ、女
子夭折（若死に）セリ、所謂親一人子一人ナリ
士ハ其ノ君ニ仕ウル義ハ重シ、命ハ輕シ、其ノ
入獄シテ下民ノ手ニ食センヨリハ決然屠腹ヲ謂
ワントスルニ至リテハ、父母祖先ヲ辱シメザル
者ト云ウベシ、諸子ヨク之レヲ計レト。親族其
ノ決心ヲ驚嘆シテ直チニ屠腹願書ヲ調工、松原
仁蔵外一名ノ連署ヲ以テ邑政堂ニ出セリ。大谷
樸助、公輔ガ屠腹ヲ請願セントスル由ヲ聞キ、
陰ニ宇野介助ヲ介シテ言ワシメテ曰ク、仮令入
獄ノ恥ヲ受クルモ生キテ吾等ノ宿志ヲ果シ、先
君ノ御遺念ヲ達スベシ、予等明日死ス、頼ムニ
アルアリ、然ルニ卿亦屠腹ヲ乞ウノ決心ナリト
必ず為ス勿レト之ヲ禁ムルニ懇切ナリ。

茲ニ邑政堂ハ公輔ノ屠腹願書ヲ受クルヤ、
尚
其ノ事情ヲ親族ニ尋問シテ評議ノ後、屠腹ノ請
願ハ御許容アルベカラズ、別ニ一獄ヲ新設シ、
卒族ヲ以テ看守ニ充ツベシト指令アリ。

御脱

正午喫飯終ルヤ大谷樸助、河上範三八各時刻ノ迫ルヲ以テ白衣ヲ着、白袴ヲ穿(着用)チ、樸助八京師潜伏中ノ詩一連ヲ書シ、詩橋一卷ヲ婦人大谷氏號ニ遺シテ兎午太郎成長ノ後之ヲ与エン事ヲ托シ、且ツ食禄已ニ没収セラレタレバ、今後ノ經濟法ヲ定メテ縷々親ニ依嘱シ、別ヲ告ゲテ上駕セシガ、途中簾ヲ卷キ微吟シテ浄蓮寺ニ至ル、範三八二親ニ先ンズルノ不孝ヲ謝シ弟妹ニ孝友ノ倫理ヲ遺訓シテ別ヲ告ゲ、徒歩法隆寺ニ至ル。

稿
虎子

浄蓮寺屠腹場
検使 金子新三
全 松原宗兵衛
陸目付 品川平助
打廻リ 瀬尻組弥助
介錯 大塚浪江
法隆寺屠腹場
検使 仁保嘉内
全 松原茂一郎

陸目付 石川与惣兵衛
打廻リ 須佐地組徳右衛門
介錯 柴田筆吉
育英館稽古人数(即チ北強団)八両寺へ參觀スベキノ内命アリ、北強団大半来場セリ。夕七ツ時(四時)執レモ従容トシテ屠腹死ニ就キタリ。大谷樸助八享年二十有八、河上範三八享年二十有五

辞世 大谷樸助

露の身を君にさゝぐるまごゝろは

後こそ人のおもひ知るらん

全 小国融藏翁ニ贈ル 河上範三

あやまちはひじりもありときくものを

数ならぬ身をゆるしたまはれ

又大谷樸助、津田公輔ニ贈ル

幾度か生れかはりてわが君の

みこゝろざしをともにつがばや

今やわかれの盃に臨みて

白き袴の粧をながめて

勇ましや生きて春ゆく死出の山

ともにたのしむ花のさかりを

河上範三俊慎の父治五作資俊八稚名ヲ白交

ト云イテ誹句ニ名アリ。

俳

(以上 上巻) 以下次号

⑨ 回天実記は回天軍の中心人物の一人で

未成年の為死一等を減じられた津田公輔翁が

後に当時の経緯を詳記されたものを松崎八幡

宮故松永胤寿宮司が写記され、それを伊藤与

吉翁が譲り受けられたものを借り受けました。

公輔翁は田坂象甫氏夫人の祖父にあたり(蔵

父は元町長津田五百名氏)昭和四年九月十一

日、破乱万丈の青年期、後年は村会議長、神

道権大教正など益世重厚な生涯を閉じられま

した。

天保一揆について

天保前後には風水早害が続き、それにともな

って、飢饉、悪疫流行と諸民は塗炭の苦しみに

あえぐ年が続きました。天保二年(一八三一)

の記録によれば「両国(周防・長門)風水害田

畑流失一万三千余石」とあり、然し百姓は武士

達の所禄を捻出するために容赦なく年貢を取り

立てられます。遂に周防部の一角に起った百姓

一揆は、年来鬱積した百姓の不满に一気に火を

付ける端となり、一揆はあたかも燎原の火のご

とく防長全土に広がってゆきました。

益田領に於ては比較的その勢は激しくはなか

ったようですが、百姓の苦勞が軽かったわけで

はなく、他領の一揆に刺戟されて小規模ながら

一揆が散発したようです。

このたび、伊藤満行氏が古屏風の始末をしよ

うとされたところ、その下張りから一揆に關す

る記録が発見されたので、伊藤氏の了解を得て

紹介します。益田家では一揆に対して比較的寛大で、むしろ懐柔的な措置がとられたようですが、他領のような厳しい処断はなかったようです。

しかし、こうした非常事態に際しての処置手配の様子が刻明に記されており、貴重な資料が発見されたわけですが、まだまだ此のような資料が多く隠れているものと思われ、襖の張り替え、放置してあった古い文書などに御注意下さることを希望します。又、そのようなものがありましたら御提供ください。

天保二卯

百姓一揆覚書

八月

定則(不祥)

(伊藤満行氏所蔵古文書写)

一、一揆之内先手の者、弥富村三坂峠通迄追参り候段、相聞候二付、早速左之面々出

張之令沙汰候事

年行司役

宅野内左衛門

上下四人

御所務代加勢

有福三左衛門

途中直様上田万村へ御付中間三人

出張仕候段由越候

右之面々今夕方弥富村へ出張之令沙汰候、

尤彼村百姓菜、徒党不仕様相含候、尤内左

衛門儀は須佐地組頭役、尚当年行司役二候

へ共、差懸り儀故出張之令沙汰候

一、一揆之者迫々弥富村へ入込、人家及破却左

候而(そうしで)庄屋宅え立寄、食物相好候

(食い放だいに食べた)尚又、庄屋九郎三郎

を上小川村へ致道引(同道させ)其上弥富村

之百姓共とも不残致徒党七具様、無左時(そ

うでない時)は、庄屋を始、其外百姓軒及破

却候段多人數申事二付（庄屋をはじめ其の外の百姓の家を打ちこわすと多人數で申すことだから）無扨（しかたなく）九郎三郎儀上小川村へ手引、村内百姓共とも少々差出候段飛切の飛脚（大急ぎの飛脚）を以、追々御注進申出候二付、上小川村、両田万村え左の面々出張之令沙汰候事

付 御所務代仙道孫之丞弥富村え参り可
申処兎角之内彼の村えは一揆多人數入
込候趣に付直様上小川村へ滞り居候事

組頭 小原権六

上下七人

肝煎 有福九郎兵衛

御付組中間

吉人

右之面々今夕方上小川村へ出張之事

組頭加勢 石津直人

上下四人

右同 波田与八

上下四人

肝煎 中村新左衛門

御付組中間

吉人

右同 波田五平

御付興中間

吉人

右之面々両田万村え出張令沙汰候事

御目代 増野太郎兵衛

若党打廻兼役

御馬屋

奎之助

道具侍

与中間一人

草り取丁夫一人

右今暮時与奥村へ出張之令沙汰候尤様子次

第二而は海辺えも廻在相成候様相授差出候

事

一、市丸、宇谷両組士中間共、一揆御領分入候二

付聞懸ケ追々上小川村庄屋宅え出張仕候段両組

証人与御注進申出候

一、御領内奥村えは追々一揆入乱候二付此上

須佐市中えも入込候而は不相成儀二付、入

口々々左之面々出張之令沙汰候

組頭

松原勘左衛門

上下四人

肝煎

平川良右衛門

御付組中間

忝人

右今暮時分三原村え出張相成候事

組頭加勢

松原八郎右衛門

上下四人

肝煎

仁保長左衛門

御付与中間

忝人

右野頭村え出張相成候事

城一茂平

上下四人

右堀田口え出張相成候事

組頭

松本市兵衛

右水海え相成候事

上下四人

組頭加勢 栗山平助

上下四人

右横屋町え右同

組頭加勢 増野正蔵

上下四人

右松原金子埵入口え右同

市内火番 岩本甚内

弍手にて 中村四郎右衛門

鳶口持 組中間四人

市中増夜廻り

御馬屋綱助

〃 七左衛門

右今夜暮過 令出張候事

年行司暫役 増野作左衛門

右年行司宅野内左衛門弥富村へ出張二而及

欠如候二付暫役之令沙汰候事

有田伝平

右専判座御用繁二付出勤之令沙汰候事

一、御本門外え御紋之御提灯式張、御門内え

壹張灯シ尚御馬屋中間兩人宛差出シ立番申

付候

一、一揆之者御領内奥村え入込、下小川其外

海辺えも出込可申哉難計候段下小川村庄屋

古屋曾平次より裏判座迄今暮過以書中相知せ

候二付飛脚の者え御念入之段口達二而及返

答差返候

一、一揆之者弥富村より上小川え相移於同村人

家三軒及破却庄屋宅え立寄喰物相認夜二入

下小川村え向段追々御注進申出候事

八月四日

一、今曉凡八ツ時上田万村え入込、同所二而

庄屋宅え立寄食物相好食之上（食い放だ

いに食つた上）於同所人家式軒打破直様下田

万村え出込候段下田万村よ御注進申出候事

御判 益田八郎左衛門

上下五人

萩当役 仁保嘉内

上下四人

肝煎 松井茂三郎

御付與中間 壹人

右之人数今曉七ツ半時より出張相成候事

町夫式人

右当役之内出張二付御紋之御提灯式張高張

二而為持候事

年行司役 宅野内左衛門

上下四人

御目代 増野太兵衛

上下四人

肝煎 有福九郎兵衛

御付与中間 壹人

右兩人昨日弥富村え差出候所今朝罷歸候二

付直様江崎境え差出候事

組頭加勢 増野五郎兵衛

上下四人

萩野忠左衛門

右惣郷境え出張之令沙汰候事

上下四人

組顧加勢

栗山平肋

上下四人

松野坂衛

御付与中間

耆人

市山順八

御付与中間

耆人

打廻り役

御馬屋 七左衛門

同所ノ 総右衛門

一、今暮時西方より一揆五人入込候二付於惣郷

境出張之役人より相より候処江崎浦え張出候一

揆之飛脚二参り候由申事二付通シ候段出張

之役人より打廻り総右衛門を以申越二付尚又

詮議為締り柳々木惣門え左之面々え出張之

沙汰せしめ差出候事

富田藤兵衛

松野大左衛門

上下四人

上下四人

打廻り暫役

宅野与力右衛門

右之面々差出候て詮議候処強而格別之儀モ

無之弥張江崎え出候一揆え参り候由二付

打廻総右衛門を案内仕せ瓦谷迄差越シ候事

一、水海え一揆式三十人舟二而参候段相聞候二

付為詮議左之面々差出候事

城市茂平

上下四人

右出張相成候処一向左様之者は揚陸不仕候

段申出候事

一、江崎浦迄張出候一揆之者弥鈴野川口え引取

候模様相聞候二付又々左之人数今夕方差出候

事

伊賀又十郎

上下四人

城市良助

御付与中間

耆人

渡辺永左衛門

御付与中間

耆人

一、徒党之者今暮過迄二不残奥村引取二付両

田万、三原、野頭、江崎之百姓人数二相成

其ノ庄屋引連奥村連帰候所、三明之公儀より

役人衆出張二而此度之大変殿様二も至而御

氣遣二被思召且多人数及騒動候而は他所より

悪者共入込、百姓不為二モ相成候はば、早

速引取、願筋有之候ハ、追面如何様共可被

遂御詮議之条片時も早く引取候様被申聞候

故両田万、三原、野頭、江崎之百姓共二夜

入夫々宿元引取候様両田万庄屋より御所務代

加勢有福三左衛門迄届出候由二而三左衛門

より御注進申出候事

一、於御領分及破却候人家、追々庄屋々々

届出候軒数左之通

弥富村峠ノ

平蔵

上小川村

長見甚五郎

三原屋 治郎右衛門

梅ノ木 伊三郎

上田万村

米屋 市右衛門

中屋 善五郎

下田万村

大谷綱右衛門

小槌屋 源助

若松屋 藤助

浜崎屋 安右衛門

一、此度之百姓一揆於江崎境一丸納相成、直様

奥村引取候段委曲三浦利兵衛へ申含萩え御注

進申出候事

八月廿五日（天保二年）

郡中御制法について

郡中御制法は長州藩の地方支配に関する基

本法で、万治三年（一六六〇）九月十四日頒布された万治制法の一つである。内容の主なものをあげると

- 一、郡奉行並びに代官の農民仕置きに関する基本的方針を定め、領民とその嚴重な監察を職務の第一とし、廉直を旨とし、私利私欲を堅く戒め、職務の忠実な遂行を命じている。
- 二、農民の身分及び日常生活万般を規制し具体的な細則を示している。
- 三、寛永二年（一六二五）検地帳登録の農民を基準とし年貢、物納、耕作、人沙汰等嚴重な法的規制を加え、相互扶助、檢察の義務、徒党の禁、上位者への態度等を定めている。

「人沙汰の次第」「作付の次第」一慶

長十九年（一六一四）、「御箇条」「寛

永二十年（一六四三）、「郡中御箇条」一慶安

五年（一六五二）等が主な母胎となり、毛利綱広時代（万治、寛文）にわたり集大成された。

毎年正月十一日、各宰判の代官が庄屋や畔頭等出立った者を集め、条文を朗読し趣旨の徹底を図った。

万治制法には他に三十三ヶ条あり、その内の一つ「御当家御式目」は主として士分諸士に対するもので、益田家側役として御筆役、勘定方御納戸役、御道具方等を勤めた有田伝兵衛の書き写したものが、その子孫有田昌和氏（須佐町松原）に保存されている。

「郡中御制法」は主として百姓庶民に対する仕法であるから読方、書方の手本として書かれたものが各地に残っている。制法の徹底との両面を図ったものであろうか。

郡中御制法条々

通 読

一、從天下被仰出御制法諸事宜相守事

一、切支丹宗門御穿鑿天下嚴重之御制法也、

然上は五人組無緩致詮議不審成者於有之者急度可申出兼而定置所之褒美早速可遣之、若從脇於洩聞は五人組之者可為越度、糺其輕重任天下之法、可有其沙汰事

一、安芸石見より西国往還海陸道筋人馬船渡等に至迄、上使飛脚荷物之運送不限昼夜少し茂無滯可有馳走其仕組常々緩有間敷事付、自他国之もの共に往来無其煩様に手堅可申付事

一、郡奉行 代官共宜相守事

右諸郡数人之代官差置、一には国民為撫育、二には田畠不怠修補其所不荒様に仕

一、天下従り仰せ出ださる御制法諸事宜く相守るべき事

一、切支丹宗門御穿鑿天下嚴重之御制法也

然る上は緩み無く詮議致し不審なる者之れ有るに於ては急度申し出ず可し、かねて定め置く所の褒美、早速之れを遣す可し、若し脇よりもれ聞くに於ては五人組の者越(落)度たるべし、其の輕重を訊し天下の法に任せ其の沙汰有る可き事

一、安芸石見より西国往還海陸道筋人馬船渡し等に至る迄上使、飛脚、荷物之運送昼夜に限らず少しも滞り無く馳走有る可し、其の仕組常々緩み有るまじき事付、他国よりのもの共に往来其の煩無き様に手堅く申付く可き事

一、郡奉行ならびに代官共宜しく相守るべき事
右諸郡に数人の代官差置く事、一には国民撫育(いつくしみ育てる)を為し、二には田

官へ、是國務基たり專可相慎事、三には百姓
農業を不勤徒に有之者には其所作を教、其
道を辯知様可才覚、四には百姓之奢りを押
不入費をせざる様可申付、五には諸法度堅
固相守、其業を能勤、親に孝行を專として
諸代官地頭之下知を敬ひ、物毎正直に仕者
於有之は、郡奉行所代官見届次第**逐**一に奉
行所え可訴出、速に褒美可遣、若又徒を事
として農業を不勤、親に不孝をなし、不恐
諸法度、代官地頭之背下知に、物毎（事）
不正直にして萬我俛なるもの於有之は科之
依輕重、其品々可行法度に、六には給領宛
行領地地頭之所務を辛し、百姓を痛め所を
荒し、地下之人民迷惑諸事私を構、無理を
仕懸るもの於有之は、慥に見聞之上縦親類
奉公人之為領地共、有之俛速に言上、若此
儀有私は、郡奉行者代官一廉可為越度、又
宛行領地不怠修補、廉直を專として知行能
持來於有之は是又可言上、七には自分裁判

畠の修補怠らず、其の所を荒さざる様に仕る
事是れ國務の基たり、専ら相慎む可き事、三
には百姓農業を勤めず徒（何もせずぶらぶら
）に之れ有る者には其所作を教え其の道を
辨え知る様才覚す可し、四には百姓の奢（ぜ
いたく）りを押え不入費（無用の支出）をせ
ざる様申し付可し、五には諸法度堅固に相
守り其の業を能く勤め親に孝行を專として
諸代官地頭の下知を敬い、物事正直に仕る者
之れ有るに於ては郡奉行所代官見届け次第**逐**
一に奉行所へ訴え出ずべし、速かに褒美遣す
可し、若し又徒を事として農業を勤めず、親
に不孝をなし、諸法度を恐れず、代官地頭の
下知に背き、物事不正直にして万（すべて）
我俛なるもの之れ有るに於ては科（罪）の輕
重に依り、其の品々法度に行う可し、六には
給領宛行領地、地頭の所務を辛（きびしく）
くし百姓を痛め所を荒し、地下の人民迷惑し
諸事私を構え無理を仕かけるもの之れ有るに

逐

所に有之而恣に地下之者を貧、構私欲、致依怙鬻賈を、百姓を使不所獵漁し、極道色に耽り、搃而猥之作法於有之は、地下之者秘密可訴、糺其實否、無作法於無紛は一廉可處嚴科に、八には其身徒に不居裁判所に方々徘徊し、諸々端々迄能知諸事、無緩堅固に可有沙汰、九には廉直無欲を肝要として売買利潤之沙汰一切之所相禁也、而茂富貴を不諛、貧窮孤独之者を哀、慈悲之恵を專として、又加憐愍を、所を不荒、百姓を不散散様に萬無懈怠可相務、此一ヶ条は郡奉行代官え誠之上於相背は家人召放、或は切腹科其可依輕重事

於ては、慥に見聞の上、たとい親類奉公人の領地たりとも之れある俛速かに言上す可し、若し此の儀私有らば郡奉行代官一廉（その事から）落度と為す可く、又宛行領地修補を怠らず廉直（潔白で正しい）を専らとして知行よく持ち来る者之れ有るに於ては是れ又言上す可し、七には自分裁判所に之れ有りて恣に地下之者を貧り私欲を構え依怙鬻賈を致し百姓を使い所ならず獵漁し、極道色に耽り総じて猥の作法之れ有るに於ては、地下の者秘密に訴う可し、其の実否を糺し無作法紛無きに於ては、一廉嚴科に処す可し、八には其身徒に裁判所に居らず方々徘徊（歩きまわり）し諸々端々迄能く諸事を知り、緩み無く堅固に沙汰有る可し、九には廉直無欲を肝要として売買利潤之沙汰一切相禁ずる所なり、而も富貴を諛らず貧窮孤独の者を哀み慈悲の恵みを專として、又憐愍を加え所を荒さず百姓を分散せざる様に萬無懈怠（なまけおこたる）無く

一、諸所境目の儀内々見及置、自然出入有之時は諸吏（事）如先規之可令沙汰事

付、役代之節右之次第**逐**一に後役之者え申

聞可置事

一、山川之儀不依大小身一郷一村配遣所之儀は給主可為裁許、雖然用木之儀地下を於成には奉行所え相理之上可許之、猥に自分採用停止之事

付、給領入組之所たりとも古來よりの立山

添山共可為公領、雖然と新屋敷居籠并火事等に逢、家悉令焼失、新規之作事等於仕は、郡奉行承届、詮議之上奉行所え可訴出其上にて採用可差免事

付、立山之外牛馬放飼下木取山之儀は可為

重宝所、兼而見計ひ新規之竹代可申付事

逐

相務む可し、此の一ヶ条は郡奉行代官え誠いましめの上、相背くに於ては家人召し放ち、或は切腹科其の輕重に依る可き事

一、諸所境目の儀内々見及び置き自然出入之れ有る時は諸事先規の如く沙汰せしむ可き事

付、役代（役がかわる）の節、右の次第**逐**一に後役の者へ申し聞かせ置く可き事

一、山川の儀大小身に依らず、一郷一村配り遣す所の儀は、給主の裁許たる可し、然りと雖も用木の儀地下を成すに於ては奉行所へ相理りの上之れを許す可し、猥りに自分採用停止の事

付、給領、入組の所たりとも古來よりの立山

添山とも公領為る可く、然りと雖も新屋敷居籠り並に火事等に逢い家悉く焼失せしめ
新規の作事等仕るに於ては、郡奉行承届け詮議の上奉行所へ訴え出ず可し、其の上にて採用差し免す可き事

付、立山の外牛馬放飼、下木取り山の儀は重

一、於公領地下人作事仕時は郡奉行え訴、免許之上可為採用事

付、於給人は領主聞届之上採用可申付事

付、給領入組之所たりとも給領代官聞届、

郡奉行え相達し其上にて百姓抱之山において採用可差免事、

一、公領之山用木有之所山廻り手堅可申付、

右山廻り之者緩亦是私を構、用木伐採候はば可令誅伐事

付、国中之材木炭薪等他国え出儀自今以後

一切停止之事、無是非子細に付赦免之上は格別の事

一、国中之道橋往還無煩様民家耕作之暇日を以可致修補事

付、修補之配分可随先規、若先例不応其所

法たる可き所、かねて見計い親規の竹代申し付く可き事

一、公領に於て地下人作事仕る時は郡奉行へ訴え、免許の上採用為す可き事

付、給人に於ては領主聞届の上採用申し付

く可き事

付、給領、入組の所たりとも給領代官聞き届け郡奉行へ相達し、其の上にて百姓抱えの山において採用差し免す可き事

一、公領の山用木之れ有る所は、山廻り手堅く申し付く可し、右山廻りの者緩み亦是私を構え、用木伐採候はば誅伐せしむ可き事

付、国中の材木炭薪等他国へ出だす儀、自今

以後一切停止之事、是非無き（やむをえぬ）子細（理由）に付き赦免（許す）の上は格別の事

一、国中の道橋往還煩い無き様、民家耕作の暇日を以て修補致す可し

付、修補の配分先規に随う可し、若し先例に

は郡奉行代官見計之百姓、不痛様宜致新

規之可致 沙汰事

付、 総而其地下之役儀不構之給主於有之は

郡奉行所より直に可申付、若其下知於相

背は可訴奉行所え依品過料速に可申付

付、 国中之道筋見合松を植させ可置事

付、 裁松枯朽候時は年々無怠植繼、自然徒

者有之、或は截折或は採用仕段於見届は

可訴奉行、褒美可遣、尤其科人之儀は成

過料、依品死刑不許事

一、 川除井手堤溝之儀、農人之暇日随先規可

致修補、若及大破は一裁判所切に随分可相

調、其上にて於不足は郡奉行代官より老共

え相達、他村之可請助勢事

付、 毎年早損所は新規之井手堤溝を可申付

応ぜざる其の所は郡奉行代官見計いの百姓
痛まざる様宜しく新規の沙汰致すべき事

付、 総じて其の地下の役儀構わざるの給主之

れ有るに於ては郡奉行所より直ちに申し付

く可し、若し其の下知相背くに於ては、奉

行所へ訴う可し、品に依り過料速かに申し

付く可き事

付、 国中之道筋見合い松を植えさせ置く可き

事

付、 裁松枯朽候時は年々怠らず植え継ぎ、自

然徒なるもの之れ有り、或は截折或は採用

仕る段見届るに於ては奉行所へ訴う可く、

褒美遣す可し、尤も其の科人之儀は過料と

成し品に依り死刑許さざる事

一、 川除、井手、堤、溝の儀、農人の暇日先規

に随い修補致す可し、若し大破に及べば一裁

判所切りに随分相調う可し、其の上にて不足

に於ては、郡奉行代官より老(年寄)共へ相

達し、他村の助勢を請く可き事

事

付、井手川除為修補、近方立山於有之は見

斗新規之立山可申付事

一、從往古山野干瀉之地奉公人として新規之

開作届もの有之候はゞ於奉行所詮議之上可
相窺志有之者には可許遣事

付、百姓として本名田耕作不相支、理り無

紛は親規之開作不責事

付、配之地帳面之内近年依水損等地損於有

之者、其給地之内新規に可相成所を見立
右辻程令開作、帳面無不足様に可斗之、
於然は代官郡奉行より訴奉行所え、右之
品々相窺、無紛可沙汰事

一、市町一流百姓細工自往古仕来分は不及沙

汰候事

新

付、毎年旱損の所は新規の井手、堤、溝を申

し付く可き事

付、井手、川除修補を為し、近方立山之れ有

るに於ては、見斗い新規之立山申し付く可
き事

一、往古より山野干瀉之地奉公人として新規の

開作届くるもの之れ有り候はゞ、奉行所に於
て詮議の上相窺う可し、志之れ有る者には許
し遣す可き事

付、百姓として本名田耕作相支ならず、理り

紛れ無くば新規の開作責めざる事

付、配之地帳面の内、近年水損等に依り地損

之れ有るに於ては、其の給地の内新開に相
成る可き所を見立て、右辻程開作せしめ、
帳面不足無き様に之を斗る可し、然るに於
ては代官郡奉行より奉行所へ訴え右の品々
相窺い、紛れ無く沙汰す可き事

一、市町一流百姓細工往古自り仕来る分は沙汰
に及ばず候事

付、百姓農業を事とせず地下の重宝にも不

相成、新儀之細工可停止事

付、従古来仕来細工と言共、依其品可停止

尤理至極之ものは可差免事

付、百姓耕作を閣、新儀之商買仕儀、又奉

公に出儀停止事、雖然郡奉行代官聞届、

依品可赦免事

一、津々浦々有来り廻船之數、石積り并船主之家名等迄可記置事

付、津々浦々において他国船風破之時、及

難儀は其浦より助船を以随分情を入、可

助之、若於破損は破船尤荷物等助船を以

攘上、舟子を助、銘々其名を書付け、判

形をさせ、訴奉行所可沙汰事

付、国中之廻船并奉公人之荷物は不及沙汰

下々又は商人之荷物等至迄、先々之慥に

相届、前後首尾有相違間敷事、若相背者

於有之は糺明之上可令誅伐事

付、百姓農業を事とせず、地下の重宝にも相

成らざる新儀の細工停止たる可き事

付、古来より仕来る細工と言つとも、其の品

に依り停止(すべき事)、尤も理り至極のものは差し許すべき事

付、百姓耕作を閣き新儀之商売仕る儀、又奉

公に出ずる儀停止の事、然りと雖も郡奉行

代官聞き届け、品に依り赦免致す可き事

一、津々浦々有り来り廻船の數、石積り並に船主の家名等記し置く可き事

付、津々浦々において他国船風破の時、難儀

に及べば、其の浦より助船を以て随分情を

入れ、之れを助く可し、若し破損に於ては

破船は尤より荷物等助船を以て攘い上げ、

舟子を助け、銘々其名を書き付け、判形

おさせ、奉行所へ訴え沙汰す可き事

付、国中の廻船並びに奉公人の荷物は沙汰に

及ばず、下々又は商人の荷物等に至る迄、

先々之慥に相届け、前後首尾相違有るまじき

付、津々浦々新規之船持之儀は、諸事運送

たり共可宜間、郡奉行代官才覚を以船持
様に可申付事

付、津々浦々より無免は男女共に其津其浦え
出儀停止事

付、郡中居住之商人細工人船乗之類、就用

所他国往来之時分可有之、捻而此類之者
共、常々拾人組を定置、其都合、其所之
庄屋畔頭目代可存之、若依私用出候は、
其者より残ものに令告知、庄屋目代とし
て代官え申達、出切手を取罷出、自然出
候て於他国滞留之時は残者として可致沙
汰、若違犯之者於有之は本人は不及沙汰
残者共可処厳法、委細年寄とをも以別紙
可申渡事

事、若し相背く者之れ有るに於ては、糺明
之上誅伐せしむ可き事

付、津々浦々新規の船持ちの儀は、諸事運送
たりとも宜しかる可き間、郡奉行代官才覚
を以て船持つ様に申し付く可き事

付、津々浦々より免し無くば男女共に其の津其
の浦え出する儀停止の事

付、郡中居住の商人、細工人、船乗の類、用

所に就き他国往来之時分之れ有る可く、捻
じて此の類の者共常々拾人組を定め置き、
其の都合、其所の庄屋、畔頭、目代之れ
を存ず可し、若し私用に依り出で候は、其
の者より残りのものに告知せしめ、庄屋目
代として代官へ申し達し、出切手を取り罷
り出ず可し、自然出で候て、他国に於て滞
留の時残る者にて沙汰致す可し、若し違
犯の者之れ有るに於ては、本人は沙汰に及
ばず、残る者共も厳法に処す可し、委細年
寄どもを以て別紙に申し渡す可き事

一、人沙汰之儀別紙出之堅固に可令沙汰事

一、請勸進停止事

付、逼迫之百姓土民集之助情は格別之事

一、百姓屋作縦雖有徳之ものと、百姓尽美麗造作人之段一切停止事

一、於郡中旅人一宿之儀は可許容、若二宿を

借る時は庄屋畔頭え届、従庄屋代官え可相達、若代官其所不居合時は手子之者え可申届、其上に而手子庄屋畔頭等馳集、旅人え相對し子細を尋窺、往還往来通書等有之候はゞ、慥見届於無紛は可許容、向後右之趣書記し、郡奉行代官え可令訴知事

付、説経之者、似山伏売子陰陽師之類郡中

一切不可許容事

付、他国之僧於郡中説法一切停止之事、雖

然と老共聞届赦免之上は可為格別事

付、一向宗門（室町時代末農村の真宗門徒

一、人沙汰の儀、別紙に之を出だし堅固に沙汰

せしむ可き事

一、請勸進（寄付をつのる）停止の事

付、逼迫の百姓土民集めの助情は格別之事

一、百姓屋作りたとい有徳（金持ち）のものと雖も百姓美麗を尽し造作入りの段一切停止の事

一、郡中に於て旅人一宿の儀は許容す可し、若

し二宿を借る時は庄屋畔頭へ届け、庄屋より代官へ相達す可し、若し代官其所へ居合わさざる時は手子の者へ申し届く可し、其の上にて手子、庄屋畔頭等馳せ集り旅人へ相對し子細を尋ね窺い往還往来通書等之れ有り候はば、慥に見届け紛れ無きに於ては許容す可し向後右の趣書記し、郡奉行代官へ訴え知らしむ可き事

付、説経（教）の者、似（にせの）山伏、売

子（僧）、陰揚師の類、郡中一切許容す可

かじぬる事

陰陽

が中心となり一揆を起こした）に辻門徒と

号し、俗躰之者死人を弔諸人を勸事大以

狼籍之至也、急度可禁事

付、従古来有来之寺之外新儀之建立可為停

止事、雖然と至極之道理有之、新儀之建

立於仕は訴奉行所え其上にて可許容、但

古より之寺僧於構隠居は其僧可為一代事

付、他国の僧郡中に於て説法一切停止の事、

然りと雖も老（年寄）共聞き届け、赦免の

上は格別たる可き事

付、一向宗門に辻門徒と号し、俗躰の者死人

を弔い諸人を勸むる事大いに以て狼籍（乱

暴でけしからぬ）之至り也、急度禁すべき

事

付、古来より有り来りの寺の外、新儀の建立

停止す可き事、然りと雖も至極の道理之れ

有り、新儀の建立仕るに於ては奉行所へ訴

え、其の上にて許容す可し、但し古よりの

寺僧隠居を構えるに於ては、其の僧一代た

る可き事

一、百姓老若共に猥に出家に成す事堅く相禁ず

る所也、自然理（道理）至極之儀之れ有るに

於ては、庄屋畔頭へ届け、其の上郡奉行所代

官詮議の上差し免す可き事

一、百姓として直参（主君に直接仕える者）之

諸士に慮外（無礼・乱暴）を成さず、少々杖

一、百姓老若共に猥に出家に成事堅所相禁也

自然理至極之儀於有之は庄屋畔頭え届、其

上郡奉行代官詮議之上可差免事

一、百姓として直参之諸士に不成慮外を、少

少杖を負とも堪忍仕様子於有之は追々郡奉

行代官え可届、於相對には百姓可為曲事

付、右之首尾相糺上諸士に無理非分於有之

は仍品可行嚴法、於百姓於越度は是又可

処重罪事

付、百姓之喧嘩は諸士には不可順、一方雖

蒙疵於地下可相濟、一方於相果は同当(

等)に可申付、役職之儀は可有沙汰、又

諸士には不可順事

付、他国之者と云共馬乘之侍其外侍と見請

候はゞ必可下馬事

一、郡中市町在郷諸民之内、有徳之者米銀貸

と言共利足可尋常、貪高利事太以停止之事

付、百姓借物之儀代官内證を以口入一切可

為停止之事、借用候而不相叶子細有之ば

(痛められても)を負うとも堪忍仕る様子之

れ有るに於ては、追々郡奉行代官へ届け出、

相對(五分五分)に於ては百姓曲事たる可き

事

付、右之首尾(始終)相糺しの上、諸士に無

理非分之れ有るに於ては品により嚴法に行

うべし、百姓に於ける落度に於ては是れ又

重罪に処す可き事

付、百姓の喧嘩は諸士には順うべからず、一

方疵を蒙ると雖も地下に於て相濟ます可し

一方相果つる(死ぬ)に於ては同等に申付

く可し、役職の儀は沙汰有る可し、又諸士

には順ずべからざる事

付、他国之者と云うとも馬上の侍其の外侍と

見請け候はゞ必ず下馬す可き事

一、郡中市町在郷諸民の内、有徳之者米銀貸し

と云うとも利足尋常たるべし、高利を貪る事

大いに以て停止の事

付、百姓借物の儀、代官内證を以て口入れ一

郡奉行聞届詮議之上奉行所え達し、免許
之上にて借状奥書等調可遣事

付、土民の売物或は質物、衣類、脇差其外

器物等に至るまでの双方可相談旨可申渡
事、不応其身に物を買請質に取は早速庄
屋へ可訴、然上は急度可穿鑿事

付、借付之時不相窺~~々~~借物不調時、相断之

儀従公儀不可及催促、雖然書物之辻双方
可相~~暖~~旨可申渡事

付、盗物買受質に取もの郡奉行所代官相糺

之上早速可差出、従本主請返候時は元物
を以可差返事

緩

切停止たる可き事、借用候ては相叶わざる
子細之れ有らば郡奉行聞き届け、詮議の上
奉行所へ達し、免許の上にて借り状奥書き
等調え遣す可き事

付、土民の売物或は質物、衣類、脇差其の外

の器物等に至るまで、双方相談す可き旨申
し渡す可き事、応ぜず其の身に物を買い請
け、質に取らば早速庄屋へ訴う可し、然る
上は急度穿鑿す可き事

付、借付の時相窺わずして借物調わざる時、

相断りの儀公儀より催促に及ぶ可からず、
然りと雖も書き物之辻双方相談す可き旨申
し渡す可き事

付、盗物買受け質に取るもの郡奉行所代官相

糺の上早速差し出す可し、本主より請け
返し候時は元物を以て差し返す可き事

一、悪銀悪銭を以掠諸人於有之は速に可訴出

縦雖為同類其科を免し、一廉褒美可遣於本
人は忽可誅罪事

一、悪銀悪銭を以て諸人を掠める之れ有るに於

ては速かに訴え出す可し、たとい同類たりと
雖も其の科を免し一廉褒美遣す可し、本人に

一、耕作之事万民之身命を養者は農人有精力

に農人精を出事郡司之教にあり、然時は四季相応之節を考而不先其節、不後其季、春は耕尺地、不残切営植へし、秋に至り毛上見之時は可致廉直之沙汰事

付、不順郡奉行代官之教為無精、耕作緩せ

之百姓於有之は、依品誅伐籠舎可為過料

事

付、郡司并に手子之教に不背、耕作を肝要

に営百姓数人に為越者有之は別而可褒美

遣事

一、収納之事、春免秋免等随奉行之下知、可

有躰之沙汰事

付、諸事諸務濃々之儀は奉行之者え可申渡

事

付、年貢在躰之上百姓致無沙汰、未進於有

之は其百姓蔽法可申付事

於ては忽ち誅罪す可き事

一、耕作の事、万民の身命を養う者は農人の精

力に有り、農人精を出す事郡司の教えにあり然る時は四季相応するの節を考えて其の節に先んぜず其の季に後れず、春は尺地（わずかの土地）を耕やし、残らず切営植う可し、秋に至り毛上見の時は廉直の沙汰致す可き事

付、郡奉行代官の教えに順わず、無精を為し

耕作緩せの百姓之れ有るに於ては品に依り

誅伐籠舎（牢に入れる）過料と為す可き事

付、郡司並びに手子の教えに背かず、耕作を

肝要に営む百姓数人に越えたる者之れ有ら

ば、別して褒美遣わす可き事

一、収納の事、春免秋免等奉行所の下知に随い

有躰（あるがまま）の沙汰す可き事

付、諸事諸務濃々の儀は奉行の者へ申し渡す

可き事

付、年貢在躰の上百姓無沙汰を致し未進之れ

有るに於ては其の百姓敵法申し付く可き事

付、代官手子并庄屋畔頭私を構、非分於仕

は堅固に相糺可達奉行所、咎之依輕重其

品々之法度可申付事

付、一村一在所之百姓結徒党、一列之愁訴

可為停止

付、散田之百姓有躰之処相定年貢其百姓未

進於仕は、公領給地共蔵米を以可相調事

付、口米延米公領給地一統可申付事

付、年貢運送之儀は公領給地共常に如定置

六里送、尤湊近所は不及送之沙汰、但六

里之外たりと言共、前々より送り付来所

之儀は格別之事

付、畠方諸浮役収納之法、如先規可沙汰事

付、代官手子並びに庄屋畔頭私を構え非分仕

るに於ては堅固相糺し、奉行所に達す可し

咎の輕重に依り其の品々の法度申し付く可

き事

付、一村一在所の百姓徒党を結び、一列の愁

訴停止たるべき事

付、散田の百姓有躰の処相定め、年貢其の

百姓未進仕るに於ては、公領給地とも蔵米

を以て相調う可き事

付、口米延米公領給地一統申し付く可き事

付、年貢運送の儀は公領給地共常に定め置く

如く六里先、尤も湊近所は送りの沙汰に及

ばず、但し六里の外たりと言うとも前々よ

り送り付け来る所の儀は格別之事

付、畠方諸浮役収納の法、先規の如く沙汰す

可き事

一、作法之事、百姓之名田寛永弐年之帳面不

可有相違事

付、為絶果百姓之名田は後之作人可為名田

一、作法の事、百姓の名田寛永弐年の帳面相違

有る可からざる事

付、絶え果てたる百姓の名田は後の作人名田

事

付、有由緒寛永弐年已来人付与之名田之儀

は後之作人可為名田事

付、為親惣領二三男付与之分は其親之可任

存分事

一、帳面之樹木連々枯失候分は相窺其百姓其

筋之木急度可植之、来年より三ヶ年之間可相

務事

付、田畑之障に不相成所は桑を植させ可置

年貢之沙汰有間敷事

付、楮漆可植置事

一、百姓有限依罪科於加誅伐は、其趣意具に

奉行之者え訴、順下知可致其沙汰、給地之

儀は給人より科之趣郡奉行所え訴、為郡奉

行致糺明越度於無紛は其筋詳に年寄共え相

達、其上給主之可任存分、此上にも不許私

に百姓を致誅伐事所相誠也、此旨宜令触知

事

たる可き事

付、由緒有る寛永弐年已来人に付与の名田之

儀は後の作人名田たる可き事

付、親として惣領二三男付与の分は其の存分

に任す可き事

一、帳面の樹木連々枯失候分は、相窺い其の百

姓其の筋の木急度之れを植う可し、来年より

三ヶ年の間相務む可き事

付、田畑の障りに相成らざる所は桑を植えさ

せ置く可し、年貢の沙汰有るまじき事

付、楮、漆植え置く可き事

一、百姓に限り有る罪科に依り誅伐を加うるに

於ては、其の趣意具（くわしく）に奉行所へ

訴え、下知に順い其の沙汰致す可し、給地の

儀は給人より科の趣郡奉行所へ訴え、郡奉行

所として糺明致し、越（落）度紛れ無きに於

ては其の筋詳か（くわしく）に年寄どもへ相

達し其の上給主の存分に任す可し、此の上

にも私に百姓を誅伐致す事を許さず、相誠むる

一、不依何事於後年國家之重宝と可相成事郡

奉行代官として心を尽し、相考見立之儀於有之は奉行之者え相達、請下知を、可相調之、若其事半途之中其役所於相易は、後役之人え克可申渡、於然は後之役人次に必可令成就者也、其事於不善は速に奉行之者え達可改之、惣而人之為勤事を猜訕恣に我功を立んとする事為忘公儀小人たり、向後此行跡郡奉行代官於有之は可処嚴法、兼而相勉たる役儀之次第年々留書ともに毛頭不隠替之者え宜令告知事

右之条々宜相護之、然上は此法常々郡奉行諸代官能々相心得、庄屋其外小百姓に至迄年々不怠可令読知、若此旨於相背可処嚴科法、此段郡奉行代官可申聞者也

万治三子

九月十四日

御墨印

榎本遠江とのへ

所也、此の旨宜しく触れ知ら令む可き事

一、何事に依らず後年に於て國家の重宝に相成る可き事、郡奉行代官として心を尽し、相考え見立ての儀之れ有るに於ては奉行所の者へ相達し、下知を請け、之を相調う可し、若し其の事半途の中其の役所相易るに於ては、後役の人へ克く申し渡す可し、然るに於ては後の役人次に必ず成就せ令む可き者也、其の事善からざるに於ては速かに奉行所へ達し之を改む可し、惣じて人の勤むる事を猜み訕^{そし}り恣に我が功を立てんとする事公儀を忘れたる小人たり、向後此の行跡郡奉行代官之れ有るに於ては、嚴法に処す可く、かねて相勉めたる役儀の次第年々留め書ともに毛頭隠さず替の者へ宜しく告知せしむべき事

右の条宜しく之れを相護る可く、然る上は此の法常々郡奉行諸代官能く能く相心得、庄屋其の外小百姓に至る迄年々怠らず読知せしむ可し、若し此の旨相背くに於ては嚴科法に

右如斯被仰出上者謹而被為存、此旨面々
裁判所無懈怠被相勤、年々無油断下々え令
読知手堅可被申付、若此法於被相背は、御
目付衆被仰付上は見聞次第各一廉可為越度
候条、常々被得其意万事無依怙負、私曲
可被相嗜、斯上各於緩怠者、糺其輕重、受
御意可被処大法者也

九月廿六日

榎本遠江（書判）

児玉伝右衛門殿

篠川六兵衛 殿

処す可く、此の段郡奉行代官申し聞く可き者
なり

万治三子（一六五〇）

九月十四日

御墨印

榎本遠江どのへ（当職役）

右斯くの如く仰せ出ださる上は謹んで存じ
為され、此の旨面々裁判所懈怠（なまけおこ
たる）無く相勤められ年々油断無く下々へ読
知せしめ、手堅く申し付けらる可し、若し此
の法相背かるに於ては、御目付衆仰せ付けら
る上は、見分次第各一廉越（落）度たる可く
候条、常々其の意を得られ、万事依怙負無
く私曲相嗜たしなまる可し、斯の上各緩怠に於ては
其の輕重を糺し御意を受け大法に処せらる可
きもの也

九月廿六日

榎本遠江

児玉伝右衛門殿（郡奉行役）

篠川六兵衛 殿（同）

次号に続く

御当家御式目 全 (有田昌和氏提供)

当家制法条々 (原文)

一、天下諸事之御制法宜相守事
付、切支丹宗門堅令停止也

是又天下嚴重之御制禁也、無懈怠常々定
置処之五人組之者相談し可令穿鑿自然脇
より於露頭者本人者可準天下之御制法、
五人組之者も糺輕重可有其沙汰事

一、諸士面々常に可相嗜事

右諸士は常に文を学び武を頑ひ忠孝乃道
に志し假初も礼法を乱さず義理を専として
公儀をつやまひ法度を守り其役々に怠るへ
からず、此法於当家古より定をかるる元就
公之制法たり今以不可怠事

一、軍役不可忘事

右治にも不忘乱をは是古来之法也、常に

(訳 文)

一、天下諸事の御制法よろしく相守るべき事
付、キリシタン宗門かたく停止せしむる也

これ又天下嚴重の御制禁なり、懈怠(おこ
たり)なく常々定め置く処の五人組の者相
談し、穿鑿(調査)せしむべし自然脇より
露頭(事が現れる)に於ては本人は天下の
御制法に準ずべく、五人組の者も輕重(貴
任の)をただし其の沙汰有るべき事

一、諸士面々常々相たしなむべき事

右諸士は常に文を学び武を**もてあそび**忠孝
の道に志し、かりそめも礼法を乱さず、義理
をもつぱらとして公儀をつやまい、法度を守
り、その役々に怠るべからず。此の法当家に
於て古より定めおかるる元就公の制たり今も
つて怠るべからざる事

一、軍役忘るべからざる事

右治にも乱を忘れざるは、是れ古来之法な

武具馬具堅固にして尤人馬共二定めのこと
と無緩を可相嗜事

一、当奉行をさしおき以縁引申訴訟之事

右当奉行をさしおき強縁を以申理承引有
間舗との禁法八元就公の掟たり、然上は訴
人は不及謂取次之者も且は背先制且は依怙
之張本たり、尤可相誠者也

付、奉行頭人掠正理立非儀構私曲万事之沙
汰緩あらは目付之者可言上事

一、訴訟之事

右累年人々不謂大小事訴訟恣にして大以
狼籍之至也、因茲不論善悪邪正自今以前之
訴訟堅令停止也、然上八古来之理不絶は曲
事たるべし

此法元就公制法之時、元春、隆景、貞俊
通良これをつけたまはって相禁する所の例

り、常に武具馬具堅固にして、もつとも人馬
共に定めのごとく緩み無きを相たしなむべき
事

一、当奉行をさしおき縁引を以て訴訟申すの事

右当奉行をさしおき強縁を以て申す理承引
あるまじきとの禁法は、元就公の掟たり、然
る上は訴人は云うに及ばず、取次の者も且つ
は先制に背き且つは依怙の張本たり、最も相
誠むべき者なり

付、奉行頭人正理を掠め、非儀を立て私曲を
構え万事の沙汰緩みあらは目付の者言上す
べき事

一、訴訟之事

右累年人々大小事と云わず訴訟をほしいま
まにして大いに以て狼籍の至りなり、茲に因
つて善悪邪正を論ぜず自今以前の訴訟堅く停
止せしむるなり。然る上は古来之理絶えざる
に於ては曲事たるべし

此の法元就公制法の時、元春（吉川）隆景

を以今亦所相誠也

付、向後公私之志を以取立るもの有之とい

ふ共不恐主命猜侍輩下より引例之廉をも

つて濫訴申出間敷事

一、諸公事之事

右訴論於出来は随分以内證可取收惣而少

事を闇さしおくによつて終には及大事、是誠に公儀

を軽しめ、法に背罪人たり、若於訴奉行所

双方糺明之上非分の方は其咎重かるべき事

付、不依善悪一旦裁許之公事再不可悔せ事

一、輕公儀破法族之事

右公儀を軽しめ下知法度を破ものは君臣

(小早川) 貞俊、通良これを承わつて相禁ず
る所の例を以て今亦相いましめ候也

付、向後(この後)公私の志を以て取り立つ

るものこれ有りというとも、主命を恐れず

侍を猜む輩(やから)下より引例の廉(件

)をもつて濫訴(みだりに訴える)申し出

まじき事

一、諸公事之事

右訴論(訴えの議論が起る)出来に於ては

随分(充分)内証を以て取りおさむべし

惣じて(全般的に)少事を闇(さしおく)く

によつて、ついには大事に及ぶ、是れ公儀を

軽しめ法に背く罪人たり、若し奉行所に訴る

に於ては、双方(両方)糺明の上非分(悪い

)の方は咎(罪)重かるべき事

付、善悪に依らず一旦裁訴之公事再び悔すべ

からざる事

一、公儀を軽んじ法を破る族(者ども)の事

右公儀を軽しめ下知法度を破る者は君臣の

失礼儀国賊たり、縦雖為以下之者蒙主命下知をなさは、一門之歴々其外之尊族たりとも謹而其下知を可相護、是当家古来之法度たり

一、面々其分限と其役儀をかへり見て礼法猥りにすへからざる事

右其身々々の分際を察し、其役々をかへりみ、辞慇懃にして着座之時不疎品万事を慎て進退相应之覚悟有へし、是元就公制法也

付、家業を事とする者対諸士不可致慮外、

諸芸者其作法放埒にして次第を乱においては不謂儀なり、自今以後假初之参会たりといふとも不可乱法事

付、諸士として又うちの者、農人、町人に

無理非法仕懸間敷事

礼儀を失する国賊たり、たとえ以下(身分の下)の者為りといえども、主命の下知をなさば、一門の歴々其の外の尊族たりとも謹しんで其の下知を相護るべく、是れ当家古来の法度たり

一、面々其の分限(身のほど)と其の役儀をかへりみて、礼法猥(分をこえる)にすべからざる事

右其身々々の分際(身分)を察し、其の役をかへりみ、辞(ことば)慇懃(ていねい)にして着座の時疎品(下品)ならず、万事をつしんで進退相应の覚悟有るべし、是れ元就(毛利)公の制法なり

付、家業を事とする者、諸士に対し慮外(無

礼)致すべからず、諸芸者作法放埒(勝手気まま)にして次第(順序)を乱すにおいては、謂わざる(論外のこと)儀なり、自今(今より)以後かりそめの参会(会合)たりといふとも法を乱すべからざる事

付、面々下々の者共対直参之士、不可慮外

自然不儀不道をたくみ、いたつら仕において曲事たるへし、常々其主人々々行規手堅可申付、若猥之族有之者、且は其主人之緩を、且は法を軽する輩たり、是元就公堅相警法たり、其下人は咎之輕重によつて可処嚴科、品により其主人も亦可為越度事

一、諸役之士可相守事

右不謂親子同名縁類無臯負偏頗常に無欲廉直を専として万事可執行且又対相役雖有遺恨於公用は互に不 心申出す旨身に引

付、諸士として、又家内の者、農人、町人に

無理非法しかけまじき（してはならない）事

付、面々下々の者ども直参之士に対し慮外（

ぶしつげなこと）すべからず自然不儀不道をたくみ、いたづら（まちがったこと）つかまつるにおいては、曲事たるべし。常々其の主人々々行規（行儀）手がたく申し付くべし、若し猥（無作法）の族これ有るに於ては、且は其の主人の緩みを、且は法を軽んずる輩たり、是れ元就公の堅く相警むる法たり、其の下人は咎（罪）の輕重によつて嚴科（きびしいとがめ）に処す可く、品（ことから）により其の主人もまた落度為る可き事

一、諸役之士相守る可き事

右親子、同名、縁類を謂わず臯負偏頗（かたより）無く常に無欲廉直（潔白で正しい）を専として万事執り行つべし、且つ又相役に

懸不惜一命人のにくみを請、当家のためよろしきやうに可裁判是又元就公乃厳法たり

一、諸士專可相誠事

右諸士として名利名聞にかかわり、諂權門勢家、侍輩の為を肝要とし、公儀を次にして分過に誇り昼夜遊山風流を好み連歌茶之湯盤上乱舞等に心をうつして是のみ家業のことゝ頑ふ事
付、士として医療針治家業のことくする事
付、賭奕其外不儀之賭勝負之事
付、耽男色女色事

一、結党輕忠族之事

右万事に徒党を結び企非礼非儀、或八人の為に荷担し、而忘主忠或八堅き誓紙を

対し遺恨（うらみ）有りと雖も公用に於ては互に口 申し出す旨身に引懸け一命を惜しまず、人のにくみをうけ、当家のためよろしきように裁判（とりさばく）すべし、是れ元就公の厳法（きびしい取りきめ）たり

一、諸士専ら相誠しむべき事

右諸士として名利名聞にかかわり、權門勢家（権力や勢のある者）にへつらい侍輩の為を肝要とし、公儀を次にして分過（身分不相応）に誇り、昼、夜遊山風流を好み連歌、茶の湯、盤上乱舞等に心をうつして、是れのみ家業のごとく頑ぶ事
付、士たるもの自身の外売買利潤の才覚の事
付、士として医療、針治家業のごとくする事
付、博奕其の外不儀の賭勝負の事
付、男色、女色に耽る事

一、党を結び忠を輕んずる族の事

右万事に徒党を結び非礼非儀を企て、或は人の為に荷担（力をかす）し、て主忠を

取か八し、生死之交を結ぶ事、古今所相也、若違犯之族於有之者可為重罪事

付、他国之者に密事を通して当家の法を洩

し、深重の交里を結ぶへからず、縦雖為

親子兄弟、他国に於有之者、其所右に同

しかるべき事

一、組頭、番頭并組之證人可心得事

右組頭八諸士の司たる上礼儀正誦法度を

守り組中之諸士と無親疎令一和諸役番等無

甲乙可申付、惣而不依何事依怙私なく、理

に隨て可有其沙汰、又道理に依て及貧窮者

あらば、救立身軀相続様に方便有へし、若

又私の費をいたし、手前逼迫して、而非

儀之訟於有之八 子細を尋究め可言上、詮

儀之上 一廉越度に可申付事

付、組付之士共其頭之下知を輕しめ、我意

を恣にし惣而無作法之族於有之者速に申

出へし、一悪人其組に有るとき八、諸人妨

忘れ、或は堅き誓紙を取りかわし、生死の交りを結ぶ事、古今相誠る所也、若違犯之族之れ有るに於ては重罪たるべき事

付、他国の者に密事を通じて当家の法を洩し

深重の交わりを結ぶべからず、たとえ親子

兄弟たりといえども、他国に之れ有るに於

ては其所右に同じしかるべき事

一、組頭、番頭並びに組之證人心得べき事

右組頭は諸士の司（支配役）たる上、礼儀

正しく法度を守り、組中の諸士と親疎無く一

和せ令め、諸役番等甲乙無く申し付くべし、

惣じて（全般に）何事に依らず依怙私なく（

個人的なひいき）理に従つて其の沙汰有るべ

し、又道理に依つて貧窮に及ぶ者あらば救い

立て身軀相続くように方便（心配り）有るべ

し、若し又私の費（消費）をいたし手前（家

計）逼迫して 非儀の訟え之れ有るに於

ては 子細を尋ね窮め言上すべし、詮儀の上

一廉越（落）度に申し付くべき事

と成ものなり、然に此理に暗き者八兎角人之悪事を云事本意と心得て、ついに無沙汰に依て悪人は弥悪をまし、善人も佞否の理を見てもいはず、善人も悪人と共に惣而**従者**と相成者也、是又其頭を疎にして組之詮議無之、糺べきを不糺可賞を不賞故也、急度此理を辨知て善人悪人共に於有之者、組頭明白に可申出、若私曲を構於不申出一廉可為越度事

付、自他之組と質方申分有之時八假令我組たりとも無理於申出は随分申宥め、他組の理を理に取扱へし、自分の組とて無理を引ときは是又依怙之本たる事

付、諸事證人にまかせ緩怠氣随意仕間敷事

付、組頭中寄合之時、萬不可致結構、尤美

酒佳肴濃茶等無用之至也、可致 所沙

汰にまじへ盤上私談禁止之事

付、急度可落着事を組頭依緩怠令延引事太以可為越度事

付、組付の士共に其の頭の下知（命令）を輕

しめ我意を恣（好き勝手）にし、惣じて無作法の族之れ有るに於ては速かに申し出ずべし、一悪人其の組に有るときは、諸人の妨げとなるものなり。然るに此の理に暗き者は兎角人の悪事を云う事本意に非ずと心得て、ついに沙汰無きに依て、悪人は弥々一悪を増し善人も佞否（理にかなわぬこと）の理を見ても云わず、善人も悪人と共に惣じて**徒者**（つまらぬ者）と相成るものなり、是れ又頭を疎かにして組の詮議（とりしらべ）之れ無く、糺すべきを糺さず賞む可きを賞めざる故なり、急度此の理を辨え知りて善人悪人共に之れ有るに於ては、組頭明白に申し出ずべし、若し私曲を構え申し出でざるに於ては一廉越（落）度たるべき事

付、自他の組と質方（善悪の決め）申し分之れ有る時は、たとえ我が組たりとも無理申

付、不依何事、従公儀申出事、又不申出事

組頭として対組子申掠族自然於有之八可
為重罪事

付、番頭之儀は組頭に相次での役人たり、

組頭闕目有之時は其役に替て諸事可相勤
於番所は相組中之作法交替之勤不動慥に
見届其番之終に私なく組頭へ可申達、毛
頭取繕於申掠は一廉可為曲事

付、組付之土は組頭番頭證人等に申渡旨宜

承知、万事組頭之下知を守り、其威をお
もんじ慇勤に礼を尽し其役職無怠可相勤
自然申付役儀令違背者於有之は、速に言
上すへし、若又其頭無礼にして行跡を妄
にし、一組のうち親疎を分ち、自情楽を
事として其組を恵まず、組中之儀二付於
有緩八組子として再三可知諫、弥無承引
諸事怠りあらば、密に目付之者え訴へし
糺其實否可処廠法事

付、證人之儀八撰一組之中、詮議之上を以

出するに於ては、随分申し宥め、他組の理
を理に取り扱うべし、自分の組とて無理を
引くときは是れ又依怙の本たる事

付、諸事證人にまかせ緩怠氣随意（なまけ、

気まま）仕るまじき事

付、組頭中寄り合いの時、万結構（ぜいたく

）を致すべからず、尤も（勿論）美酒佳肴

濃茶等無用の至りなり

所沙汰にまじえ盤上私談禁止の事

付、急度落着すべき事を組頭緩怠（ゆるみお

こたる）に依り延引せしむる事大いに以て

落度たるべき事

付、何事に依らず公儀より申し出ずる事、又

申し出でざる事組頭として組子に対し申掠

（いいかげんに云う）める族自然之れ有る

に於ては重罪為る可き事

付、番頭の儀は組頭に相次での役人なり、組

頭闕目（故障）之れ有る時は、其の役に替

つて諸事相勤む可し、番所に於ては、相組

其役可申付、然上は其組頭之怠りを諫め
相組中之愁訴理又八身体相続やうに常々
可気遣、勿論依怙私なく有躰之沙汰可仕
若私曲邪欲親疎のわかちあつて其役に怠
りあらバ速に可処重科事

中の作法交替の勤、不動慥かに見届け、其
の番の終りに私なく組頭へ申し達すべし、
毛頭取り繕い申し掠むるに於ては、一廉曲
事為る可き事

付、組付の士は組頭、番頭、證人等に申し渡
す旨宜しく承知すべし、万事組頭の下知を
守り其の威を重んじ慥勤(ていねい)に礼
を尽し其の役職怠り無く相勤む可し、自然
申し付くる役儀違背(そむく)せ令むる者
之れ有るに於ては速かに言上すべし、若し
其の頭無礼にして行跡(おこない)を妄に
し一組のうち親疎を分ち、自情樂を事とし
て其の組を恵まず、組中の儀に付き緩み有
るに於ては、組子として再三諫(忠告)を
加う可し、弥々承引無く(聞きとどけず)
諸事怠りあらば密に目付の者へ訴うべし、
其の実否を糺し厳法に処す可き事

付、證人の儀は一組の中より撰び詮議の上を
以て其の役申し付く可し、然る上は其の組

付、組頭怠有て聞べき事を不聞して、何篇

任證人、致自由者有之ば、頻に諫をくはふへし、且又於無承引は聞届ず組頭之越度に可申付、若又可謂事をいはず可争事を不争八是又證人可為越度事

付、證人万事組頭之助成をうけ、善悪共に

其頭之心に隨て媚諛相組中之馳走を受、町人之貢物を得事堅令禁止也、此段目付之者え手堅申付上八若相背者於有之は、依咎之輕重可処嚴法事

頭の怠りを諫め、相組中の愁訴（困つて訴える）理（すじみち）又は身体相續くように常々氣遣う可し、勿論依怙私なく有躰の沙汰仕る可し、若し私曲（個人的に眞実を曲げる）邪欲、親疎のわかち有つて、其の役に怠りあらば速かに重科に処す可き事

付、組頭怠り有りて聞くべき事を聞かずして

何篇（何事も）證人に任せ、自由を致す者之れ有らば頻り（たびたび）に諫め（忠告）を加うべし、且つ又承引無きに於ては聞き届けずして組頭の落度に申付く可し、若し又謂う可き事を云わず、争う可き（議論すべき）事を争わざるは是れ又證人の落度為る可き事

付、證人万事組頭之助成をうけ、善悪共に其

の頭之心に從つて媚びへつらい、相組中の馳走（もてなし）を受け、町人の貢物（ワイロの品）を得る事、かたく禁止せ令むる也、此の段目付の者へ手堅く（きびしく）

付、万事抽餘人、役儀私なく堅固相勤る證

人於有之は、組頭として言上すへし、尤

目付之者見聞之上是を糺し、可加褒美事

一、物頭可相心得事

右為物頭者は其身一人の役のみならず

数多之匹夫を預り法を定下知を堅する事其

頭之心得尋常にては不可叶、平生其身の行

役謹而相勤組中之者を健に持なし、一組一

和し、隙有時は弓鉄砲それぞれの武芸を令

修練公役を專にし、私用に仕はず、常に加

憐愍、身に引懸身上相続やうに方便有べし

若此法相背恣之作法於有之は、組を召上依

其品可処嚴法事

付、組之者は其頭之自由たるへし、若故有

申し付くる上は若し相背く者之れ有るに於

ては、咎（罪）の輕重に依り嚴法に処すべ

き事

付、万事餘人（他人よりすぐれ）に抽んで役

儀私なく堅固（確實）に相勤る證人之れ有

るに於ては、組頭として言上すべし、尤も

目付の者見聞の上是を糺し褒美を加う可き

事

一、物頭相心得可き事

右物頭為る者は其の身一人の役のみならず

あまたの匹夫（つまらぬ男）を預り、法を定

め下知を堅くする事、其の頭尋常にては叶う

べからず、平生其の身の行役堅固にして、諸

役謹んで相勤め組中の者を健に持ちなし一組

一和し隙有る時は弓鉄砲それぞれの武芸を修

練せしめ、公役を專らにし私用に仕わず、常

に憐愍（あわれみ）を加え身に懸け身上相続

くように方便（適当な手段）有るべし、若し

此の法に相背き恣に作法之れ有るに於ては組

て令誅伐時八、相役中え令相談、詮議之上を以大頭へ相達し、聞定之後可任其心事

付、役目無甲乙可申付事

付、与之中に一人肝煎と号し、組中之事裁判する者相定上八、此外一人も無益の役に不可加事

付、吉田以来の足輕筋目之者無相違様に可抱置、若緩怠有之バ大頭を以訴奉行所其下知を請て可得時宜事

付、組之者如定申出ずに募り、或は役目に怠り、或は慮外無沙法之躰仕においては如何躰にも可申付事

付、組之者新参に抱入事、人物堅固にしてひかへ慥なる者、尤弓鉄砲を修練し、或は歩行水練の達者、或は力量強盛にして見懸健なる者をむねとすへし、右の一徳有之者八、縦見かけ見苦敷有之といふとも可召抱事

付、組之者新参に抱え入る事、人物堅固にてひかへ（保証人）慥かなる者、尤も弓鉄砲

を召し上げ其の品に依り厳法に処すべき事を召し上げ其の品の自由たるべし、若し故組の者は其の頭の自由たるべし、若し故有つて誅伐（処刑する）せしむる時は相役中へ相談せ令め、詮議の上を以つて大頭へ相達し、聞き定めの後其の心に任すべき事

付、役目甲乙無く申し付くべき事

付、与の中に一人肝煎と号し組中之事裁判する者相定むる上は、此の外一人も無益之役に加う可からざる事

付、吉田（安芸の国吉田城）以来の足輕筋目の者、相違無き様に抱え置く可し、若し緩怠之れ有らば大頭を以て奉行所へ訴え、其の下知を受けて時宜を得可き事

付、組の者定め之如く申し出でずに募り、或は役目に怠り、或は慮外無沙法の躰仕るにおいては如何躰（どの様）にも申し付く可き事

付、組之者新参に抱え入る事、人物堅固にてひかへ（保証人）慥かなる者、尤も弓鉄砲

付、組之者新参に抱え入る事、人物堅固にてひかへ（保証人）慥かなる者、尤も弓鉄砲

付、組之者新参に抱え入る事、人物堅固にてひかへ（保証人）慥かなる者、尤も弓鉄砲

付、組頭之下人自分之組へかかへ入ましき事

付、組之者謡盤上其外諸士の作法をまね、品を越たる仕儀有之八則可召放事

付、弓鉄砲之者其芸稽古之時、おのれが業を忘れ、其武具人に持せ間敷事

付、対諸士慮外不仕様に常々堅可申渡尤役所において行規能可相嗜事

付、為物頭組中之振舞、礼物、音物請問舗事

一、致家業者其役專可相勤事

右成家業は其芸無懈怠可相勤、若捨自門之業、於学他門之業は可曲事、但其家業為

を修練し、或は歩行水練の達者、或は力量

強盛にして見懸け健かなる者をむねとすべし、右の一徳之れ有る者は、たとえ見懸見苦しく之れ有りといふとも召し抱う可き事

付、組頭の下人自分の組へかかえ入れまじき事

付、組之者謡い盤上其外諸士の作法をまね、品を越えたる仕儀之れ有らば則ち召し放つ可き事

付、弓鉄砲の者其の芸稽古の時、おのれが業を忘れ、其の武具人に持たせまじき事

付、諸士に対し慮外仕らざる様に常々堅く申渡す可し、尤も役所において行規（行儀）よく相嗜む可き事

付、物頭として組中の振舞、礼物、音物（ワイ口の贈り物）請けまじき事

一、家業を致す者其の役専ら相勤む可き事

右家業を成すは其の芸無懈怠無く相務む可し若し自門の業を捨て、他門の業を学ぶは曲事

増隆是を学ぶは可為格別、雖然於其流儀八無相違可相続事

付、他国之者に諸芸稽古之契約仕候ハハ、

前廉其頭へ相届、其頭より奉行所へ申達
免許之上稽古可仕、敢以内證他国之者に
契約停止之事

一、諸士妄他国出行之事

右他国出行之事堅禁之、雖然於道理至極之儀は、其組へ達し、組頭より訴奉行所、其子細詳に聞届可免許事
付、縦両国内たりとも城下を離れ致一宿事於有之ハ、是又組頭へ達し、留守居之者へ訟、赦免之上可参与、頭無之者ハ可訴奉行所事

一、歩行士之儀ハ第一五調強力を宗（旨）と

たる可き事、但し其の家業増隆と為り、是を学ぶは格別たる可し、然りと雖も其の流儀に於ては相違無く相続可き事

付、他国之者に諸芸稽古之契約仕り候はば前廉（前もつて）其の頭へ相届け、其の頭より奉行所へ申し達し、免許の上稽古仕る可し、敢て内證を以て他国之者に契約停止の事

一、諸士妄りに他国出行之事

右他国出行之事堅く之れを禁ず、然りと雖も道理至極の儀に於ては、其の組へ達し、組頭より奉行所に訴え、其の子細詳かに聞届可免許す可き事
付、たとえ両国（防長二国）の内たりとも城下を離れ一宿致す事之れ有るに於ては、是れ又組頭へ達し、留守居の者へ訴え、赦免の上参与す可し、頭之れ無き者は奉行所へ訴う可き事

一、歩行士の儀は第一に五調強力を宗として、

して兵法早業水練等之役を常に工夫練磨し
面々之役儀無闕如堅固可相勤、惣而其頭之
下知を謂、萬法度を守り、貞心之覚悟可為
肝要裏

一、諸士役儀之時不可難渋事

右於には時申出、役儀上役下役遠近をい
はす聊不可違背、若私を以申付役儀たり共、
一旦其役を勤、追而理可申出事

付、手子付之侍ども不依何事其頭の下知に

随べし、雖然為公儀不宜儀と存事於有之
ハ其頭へ再三達而可加意見、其上於無承
引は可訟奉行所事

付、病者幼少共に不及力儀ながら役目廻り

相当とき、諸侍輩のかつきに成事一人二
人に慈悲を加ふるを以て、諸人の痛とな
る事、以小恵之致す所なり、所詮自今以
後病者之儀二年迄ハ諸役目常の者同前た
るへし、二年過る時ハ其身上相当之役常
に倍すべし、幼少ハ八才迄を幼少並と

兵法早業水練等の役を常に工夫練磨し、面々
の役儀欠如無く堅固に相勤む可し、惣して其
の頭の下知を受け、萬法度を守り貞心の覚悟
肝要たる可き事

一、諸士役儀の時難渋す可からざる事

右の時に於ては申し出で、上役下役遠近を
いわず聊も違背有る可からず、若し私を以て
申付くる役儀たりとも一旦其の役を勤め、追
つて理り申し出ず可き事

付、手子付の侍ども何事に依らず其の頭の下

知に随うべし、然りと雖も公儀の為宜しか
らざる儀と存ずる事之れ有るに於ては、其
の頭へ再三達して意見を加う可し、其の上
承引無きに於ては奉行所へ訴う可き事

付、病者幼少共に力及ばざる儀ながら、役目

廻り相当る時、諸侍輩のかつき（負担）に
成る事一人二人に慈悲を加うるを以て諸人
の痛みとなる事、以て小恵の致す所なり、
所詮自今以後病者の儀二年迄は諸役目常の

して役儀之事病者可為同然、十八才過る時八訟組頭、諸役よのつねたるへし、自然病者煩之年月に私を構え、幼少八其才を偽り、於掠公儀は、後に洩聞一廉可為曲事

付、從先年煩来る者は、今日より此定法之
ごとく役儀可仕事

付、三十日過ても不快気ときは其組頭へ訴ふへし、与頭無之者は奉行所へ申達へし於遂快気も亦右の通相届へし、与頭奉行所にて病入帳を拵へて置へき事

一、純我憊、謗他人、企讒佞乱風俗族之事

右我憊偏執にして猜侍輩嫌善事好惡事、巧虚説、似真実善人を排斥する者八、誠是風俗を乱す悪人たり、重科甚大なれば、世のため人のため不可不罰、若如此之輩於洩

者同然たるべし、二年過る時は其の身上相当の役常に倍すべし、幼少は十八才迄を幼少並みとして役儀之事病者同然たる可し、十八才過る時は組頭へ訴え諸役世の常たるべし、自然病者煩いの年月に私を構え、幼少は其の才を偽り、公儀を掠むるに於ては後に洩れ聞え曲事たる可き事

付、先年より煩い来る者は、今日より定法の
ごとく役儀仕る可き事

付、三十日過ても快気せざるときは其の組頭へ訴うべし、与頭之れ無き者は奉行所へ申達すべし、快気遂げるに於ても亦右の通り相届くべし、与頭奉行所にて病入帳を拵えて置くべき事

一、我憊（わがままであるか）を専らにし他人を謗り讒佞（人をそしりおとしいれる）を企て風俗を乱す族の事

右我憊偏執（かたよりとられる）にして侍輩を猜み、善事を嫌い悪事を好み虚説（でた

聞八、忽可処廠科事

付、悪調儀之奴原種々巧遁辞、外には法を

守に似たるといへとも、内心に私を構、

色々に準て法度を乱す族於有之八一廉可

処廠法事

らめなうわさ)を巧み、真実に似せ善人を排

斥する者は、誠には風俗を乱す悪人たり、

重科(罪)甚大なれば、世のため人のため罰

せざる可からず、若し此の輩の如き洩れ聞く

に於ては、忽ち廠科に処す可き事

付、悪調儀の奴原(やつども)種々遁辞(云

いのがれ)を巧み、外には法を守るに似た

るといへども、内心に私を構え、色々に準

じて法度を乱す族之れ有るに於ては、一廉

廠法に処す可き事

一、好無用之事、費金銀、当役難勤族之事

右侍之嗜へきは道具たり、はばかつ雖然結構を諱

て分相應を肝要とすへし、是又当家旧制之

法也、況や此外之器をや、然に分過を好み

美麗を専とし、茶具、世具、衣類、群飲、

佚遊等之風流に財宝を費す輩幾乎、専誠載

主忠還而似不報主忠、大二以可為停止事

付、非師檀無益之奉加に人事令停止也、然

上八種々遁辞を構取持者八可為曲事

一、無用の事を好み、金銀を費し、当役勤め(

与えられた役目)難き族の事

右侍の嗜むべきは道具たり、然りと雖も結

構を諱(きらつ)て分相應を肝要とすべし、

是れ又当家旧制の法也、況や(まして)此の

外の器をや、然るに分過を好み美麗を専らと

し茶具、世具、衣類、群飲、佚遊(気ままな

遊び)等の風流に財宝を費す輩幾か(どれ程

多いか)是れ誠に主忠を載き、かえつて主忠

一、奢分過尽美麗屋作停止之事

右無用の費を禁する上は、此条雖不及謂不心得者之ために所相誠也、然に大小身共に普請結構にして分過倍古、是皆奢より出たり、自今以後新作事八不及謂、取繕たりとも目に立たる普請たらは、其組頭に申達し、奉行所并目付之者に相届可請其旨事

一、禮儀礼物之事

右近親類縁者之外へ八祝言、愁ともに礼

に報いざるに依たり、大いに以て停止たるべき事

付、師檀（神祭供養など）に非ず無益の奉加

（神社、寺院などの寄付）に入る事停止せ

しむる也、然る上は種々遁辞を構え、取り

持つ者は曲事たる可き事

一、奢分（ぜいたく）に過ぎ美麗を尽す屋作り

停止の事

右無用の費を禁する上は、此の条謂（言）うに及ばずと雖も不心得者のために相誠むる所也、捻じて屋作りに美麗を尽す事天下の御制誠眼前たり、然るに大小身共に普請結構にして分過古に倍す、是皆奢より出でたり、自今以後新作事は謂うに及ばず取繕いたりとも目に立ちたる普請たらば、其の組頭に申し達し奉行所並びに目付の者に相届け其の旨を請く可き事

一、禮儀礼物之事

右近き親類縁者の外へは祝言、愁（悲しみ

錢香典其外音信之贈答所相禁也、品定之儀奉行所より可申渡事

一、衣装之事

右先年從天下被仰出旨、今以宜相守、於國中八專儉約を本とし、不可致結構、品定之儀八委細別紙に記し、奉行共より可申渡事

一、饗応之事

右振舞之儀、物数定之外不可致結構、自然有限時においては、奉行目付之者へ達し可応其時宜、品定之儀、記別紙奉行共より可申渡事

一、私不可結婚并儀式之事

右夫婦婚合之道八人倫相統之根本たり、然に当時みだりに猥欲心不儀にして不順の縁を結ぶ事無謂儀也、所詮自今以後百石已上之者婚姻を結八八、其約未定のうち双方より可相窺、聞定之上可沙汰事

ごと)ともに礼錢香典其の外音信の贈答相禁ずる所なり、品定めの儀は奉行所より申し渡す可き事

一、衣装の事

右先年天下より仰せ出ださる旨今以て宜しく相守る可し、國中に於ては専ら儉約を本とし、結構を致す可からず、品定めの儀は委細別紙に記し、奉行共より申し渡す可き事

一、饗応の事

右振舞の儀、物数定めの外結構を致す可からず、自然限り有る時においては、奉行目付の者へ達し、其の時宜に應ず可し、品定めの儀別紙に記し、奉行共より申し渡す可き事

一、私に婚姻を結ぶ可からず並に儀式の事

右夫婦婚合の道は人倫相統の根本たり、然るに当時猥に欲心不儀にして不順の縁を結ぶ事謂う無き儀なり、所詮自今以後百石已上の者婚姻を結ばば、其の役未定のうち双方より相窺う可し、聞き定の上沙汰す可き事

付、以内證枉法令、遁辞を巧之婚礼大に以

停止之事

付、大身之者娘数多於有之者、宗領娘一人

八同輩之分限の者に遣すへし、其末々よ

り八小身の者なりとも契約すへし、押な

べて結構の縁辺可為無用、是又天下之制

法歴然たり、聊不可相背事

付、嫁取儀式之事、大小身ともに儉約質朴

を本とし、不可致花麗、若此旨於相背は

可為曲

付、再三之嫁取之儀、年寄共迄訟へ、差図

を請て可任時宜事

付、不依大小身、他国之婚姻停止之事

一、繼目跡職并養子之事

右不依大小身於有実子は雖為幼少自今以

後役職全不可有相違者也、雖然筋目相違之

事於申出者実子たりとも可有違変、若又実

否不分明紛はしき事於申出は、本人は不及

謂其事取持親類縁者までも可為曲事、兼又

付、内證を以て法令を枉げ、遁辞を巧むの婚

礼大いに以て停止の事

付、大身の者娘数多く之れ有る者は、宗領娘

一人は同輩之分限の者に遣す可し、其の末

末よりは小身の者なりとも契約すべし、押

なべて結構の縁辺無用たる可し、是れ又天

下の制法歴然たり聊も相背く可からざる事

付、嫁取儀式の事、大小身ともに儉約質朴を

本とし、花麗を致す可からず、若し此の旨

相背くに於ては曲事たるべき事

付、再三の嫁取の儀、年寄共迄訴え、差図を

請けて時宜に任す可き事

付、不依大小身、他国之婚姻停止の事

一、繼目跡職並に養子之事

右大小身に依らず実子有るに於ては幼少為

りと雖も自今以後役職全て相違有る可からざ

る者也、然りと雖も筋目相違の事申出ざる者

は実子たりとも違変有る可し、若し又実否分

明せず紛わしき事申し出ざるに於ては、本人

片輪者或は癩瘡癩癩之類、或は狂気心之者
 其外役儀不相病者之類は縦雖為宗領家統尤
 令禁止事、然上は其二男三男等之中器量を
 もつて相続之儀可相窺、当分愛に溺れ私を
 以不可申出、右に所謂宗領之外於無実子は
 養子之法を以て可申窺事

付、末期之養子之儀前々より雖相禁、組頭
 目付之者証拠として其身慥筋目無相違於
 申出八詮議之上或は半分、或は三分一立
 遣べし、若又其者抽諸人致忠節者におい
 ては役職相違有間敷者也、但其期に臨ん
 で組頭不合居時八番頭可為証拠人事

付、雖為実子大不孝者又八家中に隠れなき
 越度人捻而人倫之道に背く者於有之は、
 役職の儀は不及沙汰速に可處敵科事
 付、実子、養子たりといふ共、無作法これ

有て、或は致追放、或八令生害時八、組
 頭迄申達し、其上訟奉行所、其後可任存

分事

は謂うに及ばず其の事取持つ親類縁者までも
 曲事為る可き事、兼て又片輪者或は癩瘡癩癩
 の類、或は狂気心の者其外役儀相ならざる病
 者の類は、たとい宗（総）領たりと雖も家統
 もとより禁止せしむる事、然る上は其の二男
 三男等の中器量をもつて相続の儀相規う（お
 願ひ申しあげる）可し、当分愛に溺れ私を以
 て申し出ずべからず、右にいわゆる宗領之外
 実子無きに於ては、養子の法を以て申し窺う
 べき事

付、末期の養子の儀、前々より相禁ずと雖も
 組頭目付の者証誕として其の身慥かに筋目
 相違無く申し出するに於ては詮議の上或は
 半分、或は三分一立て遣すべし、若し又其
 の者諸人に抽で忠節を致す者においては役
 職相違有るまじき者也、但し其の期に臨ん
 で組頭居合わさざる時は番頭証拠人たるべ
 き事

付、実子たりと雖も大不孝者又は家中に隠れ

付、養子（養）子の儀は本家氏族の中、其器

に相当る者を撰び養子にすべし、若氏族之中於無之八可他姓、然則双方より姓名年数并約諾之趣詳に手付判形をす（そ）

へ可訟奉行所、其上年寄共より目付之者え相尋無別条においては可言上事

付、男女ともに他国へ養子として遣し、又

此方へ乞請る事甚以令停止也、若不相叶理於有之者其之理非を糺し、至極之道理たらば免許之上遣取べき事、貧金銀又諛権勢之家筋目に違いたる養子大以制禁之法也、其先祖因勲功、充行領知等欲心不儀にして利潤之作法於有之八全非士法事

付、種々調略を以掠公儀養子仕においては

其悪儀雖不顯、經年序後於洩聞八親子其可行厳法尤取持もの可為同罪事

付、又内之者百姓町人等、縦は血脈相続之

者たりといふとも一旦其家にくだらば直參之養子とする事可為停止、雖然器量拔

なき落度人総じて人倫の道に背く者之れ有るに於ては、役職の儀は沙汰に及ばず速かに厳科に処す可き事

付、実子、養子たりといふとも無作法これ有

りて或は迫放致し、或は生害せしめる時は組頭迄申し達し、其の上奉行所に訟え、其の後存分に任す可き事

付、養子の儀は本家氏族の中、其の器に相当

る者を撰び養子にすべし、若し氏族の中に之れ無きに於ては他姓とす可し、然らば則ち双方より姓名年数並に約諾の趣詳かに手付判形をそへ奉行所へ訴う可し、其の上年寄共より目付の者へ相尋ね、別条無きに於ては言上す可き事

付、男女ともに他国へ養子として遣し、又此

の方へ乞い請ける事甚だ以て停止せしむる也、若し相叶わざる理之れ有るに於ては其の理非を糺し、至極（もつとも）の道理たらば免許の上取り遣す可き事、金銀を貧

群にして逸芸有之者は詮議之上可召加家人

付、他子を養うと云うとも、大不儀にして

養父之意に背かハ其親に可悔也、是古來之法也、但養子咎なきに難非を付る事可為養父之越度、是又早く悔せして如誓約家督無相違可讓与事

付、諸芸者之子其芸不勤して親に劣り、又

家業を学ひ（ば）ずして他業を学者有之は、或は扶持を召放、或は知行を可減事は、鬭争に及び相果ものゝ役職双方之理非を糺し理不尽なる者の役をハ一向可没収

又道理之上一旦堪忍するといへども、無理を仕懸るによつて無是非於相果は、詮議之上役職可立遣事

付、隱居之者知行扶持方之儀ハ依品一代は

領知可申付事

付、隱居仕もの其宗（総）領及末期養子之

遺言令忘却相果時ハ、其親罷出で一旦役

り、又權勢の家に諛い、筋目に違いたる養子大いに以て制禁の法也、其の先祖因りの勲功、充行、領知等欲心不儀にして利潤の作法之れ有るに於ては、全て土法に非る事付、種々調略（ごまかし）を以て公儀を掠め養子仕るにおいては、其の悪儀顕れずと雖も、年序を経て後洩れ聞くに於ては、親子とも厳法に行なう可し、尤も取り持つ者同罪たる可き事

付、又、内の者、百姓町人等、たとえば血脈相続の者たりというとも、一旦その家に下らば、直參の養子とする事停止たる可し、然りと雖も器量拔群にして逸芸之れ有る者は詮議の上家人に召し加う可し

付、他子を養うと云うとも大不儀にして養父の意に背かば、其の親に悔す可き也、是れ古來の法也、但し養子咎なきに難非を付る事養父の落度たる可し、是れ又早く悔せして誓約の如く家督相違無く譲り与う可き

儀所勤之上理於申出は詮議之上を以て次
男三男或は養子たりとも家続可申付事

事

付、諸芸者の子、其の芸を勤めずして親に劣り、又家業を学ばずして他業を学ぶ者之れ有らは、或は扶持を召し放し、或は知行を減ず可き事

付、鬪争に及び相果つる（死ぬ）ものの役職双方の理非を糺し、理不尽（理くつにあわぬ）なる者の役をば一向没収すべし、又道理の上一旦勘忍するといえども、無理を仕懸るによつて是非無く（やむをえず）相果つるに於ては詮議の上役職立て遣す可き事
付、隠居の者知行扶持方の儀は品に依り一代は領知申し付く可き事

付、隠居仕る者、その惣領末期（長男が死んで）に及び養子の遺言忘却せしめ相果つる時は、其の親罷り出で、一旦役儀所勤の上理り申し出するに於ては詮議の上を以て次男、三男或は養子たりとも家続申し付く可き事

一、諸士二男三男召抱之事

右当家之儀は譜代之筋目歴々有之故二男三男等召置時は依怙私なく令詮議片落無之様に可申付委細年寄共より可申渡事

一、人沙汰之事

右自他国ともに本主のかまひ有之者不可抱置、若子細を不知して抱置者八本主より付届於有之は其道理糺明之上速に可差返、但さきより理不尽之儀申懸においては奉行所へ訟、可請下知、其外人沙汰之条数別紙に有之、其旨を以可沙汰事

付、縦直参之者之一族たりとも一旦主従乃

契約をむすぶ上は、下人たるもの者其主人の心に任すべき事勿論也、然上は依事之躰、雖加誅伐、其親類縁者として毛頭憤り有へからず、若此旨於相背は一廉可為曲事

付、主従のよしみをわすれ、当家を立退者

一、諸士二男三男召し抱えの事

右当家の儀は譜代の筋目歴々（はつきりと）之れ有る故二男、三男等召し置く時は、依怙私無く詮議せしめ、片落ち之れ無き様に申し付く可し、委細年寄共より申し渡す可き事

一、人沙汰（人事）の事

右自他国ともに本主のかまい之れ有る者抱え置くべからず、若し子細を知らずして抱え置く者は本主より付け届之れ有るに於ては其の道理糺明の上速かに差し返す可し、但し先より理不尽の儀申し懸るにおいては奉行所へ訴え、下知を請く可し、其の外人沙汰の条数別紙に之れ有り、其の旨を沙汰す可き事

付、たとえ直参の者之一族たりとも一旦主従

の契約をむすぶ上は、下人たる者は其の主人の心に任すべき事勿論也、然る上は事の躰に依り誅伐を加うると雖も其の親類縁者として毛頭憤り有る可からず、若し此の旨相背くに於ては一廉曲事たる可し

國中出入尤在宅堅令禁止事

付、背天家国家之法、大逆不道人國中に来るにおいては、其所之者見聞之上密に可訟奉行所、若隠し置脇より於洩聞八一廉可為曲事

付、当家にゆかり有之もの一旦令他国、又当家に縁を求て其由緒により目見を望者之儀は、年寄共内證にて能々詮議し、其上可言上、依道理目見有へき事

付、町人細工人常々少扶持を加置、自然争論有之時、其者之家人と号する事太以不謂儀也、自今以後奉公人之不沙汰町人一篇之沙汰に可申付事

一、喧嘩口論捕籠者并走者之事

右喧嘩口論雖為停止、若出来之時は、依其時宜先其所に有合者於有之八早々取収、

付、主従のよしみをわすれ当家を立退く者國中の出入は尤より在宅堅く禁止せしむる事

付、天家国家之法に背き、大逆不道人國中に来るにおいては其の所の者見聞の上密に奉行所に訟う可し、着し隠し置き、脇より洩れ聞くに於ては一廉曲事たる可し

付、当家にゆかり之れ有る者一旦他国せしめ又当家に縁を求めて其の由緒により目見を望む者の儀は、年寄共内證にて能く々々詮議し、其の上言上す可し、道理に依り目見有るべき事

付、町人細工人常々少し扶持を加え置き、自然争論之れ有る時、其の者の家人と号する事大いに以て謂わざる儀也、自今以後奉公人の沙汰とせず町人一篇（町人なみの）の沙汰に申し付く可き事

一、喧嘩口論、捕籠（取りおさえ）者並

に走者（土地を逃げ出す）之事
右喧嘩口論停止たりと雖も、若し出来（発

其場前後之次第見届、後日相窮之時堅固證跡可申出、尤荷担之者八先条に堅所相誠也自然番所役所等にて喧嘩口論於有之八、其役所其番所之者として可相斗、敢他番所之者不可交加、若其所に居合又八談合評定めため出合者二三人八可為格別其外之者八其番所其役所を相守、妄に不可出合、又取籠者之儀は相定法のごとく其役々の者可捕収本人を遮り不可推参者也、雖然其役人早速不馳来令延引、大事に及は、其処に有合者ども詮議之上を以相困、搦之者来時可渡之事

付、俄之走者於有之八別紙に相定法のごとく其請口々々堅固に可相守事

付、他国に到り途中にて不意に追懸る者行

合時、身に引懸さる事においては一向か

まい申間舗事

生)の時は其の時宜に依り、先ず其の所に有り合う者之れ有るに於ては早々に取り収め、

其の場前後の次第見届け、後日相窮めの時堅固に証拠申し出ず可し、尤も荷担の者は先条に堅く相誠る所也、自然番所役所等にて喧嘩口論之れ有るに於ては、其の役所、其の番所の者として相斗る可し、敢て他番所の者交加る可からず、若し其の所に居合わせ、又は談合評定めのため出合う者二三人は格別たる可し其の外の者は其の番所、其の役所を相守り、妄りに出合う可からず、又取籠め者の儀は御定法のごとく其の役々の者捕り収む可し、本人を遮り推参す可からざる者也、然りと雖も其の役人早速馳せ来らず、延引せしめ大事に及ば、其の処に有り合う者ども詮議の上を以て相困み搦めの者来たる時之を渡す可き事付、俄の走者之れ有るに於ては、別紙に御定

法のごとく其の謂け口(受け持ちの場所)

請け口堅固に相守る可き事

一、重科人申付場えうけたまわりの役人之外
不可推参事、右人指を以申渡旨脇より我意
を恣にして遮り本人、且八軽上意、且八悔
侍輩、乱法之本たり、若此旨於相背は可処
厳法事

一、失火之事

右日夜共に火用心不可有懈怠、以一家之
緩国家之費をなす事甚大也、專可相慎セ也
尤自他のため雖不可有緩殊大風等之時は猶
以自身手堅其下々へ下知をなし、火事おこ
らざるやうに可相守事

付、失火出来之時八面々請口堅固相守り、
不可有緩事

付、別紙に定置所之火消之法宜相守、其頭
頭八其手々え能下知をなし、諸人の働其

付、他国に至り途中にて不意に追い懸る者行

き合わす時、身に引懸（関係ないこと）ざ
る事においては一向かまい申すまじき事

一、重科人申付場へうけたまわりの役人の外推
参す可からざる事、右人指を以て申し渡す旨
脇より我意を恣にして本人を遮り、且は上意
を軽んじ、且は侍輩を侮り、法を乱すの本た
り、若し此の旨相背くに於ては厳法に処す可
き事

一、失火之事

右日夜共に火の用心懈怠（なまけおこたる
）有る可からず、一家の緩みを以て国家の費
をなす事甚だ大也、専ら相慎ませ可き也、尤
も自他のため緩み有る可からずと雖も殊に大
風等の時は猶以て自身手堅く其の下々へ下知
をなし、火事おこらざるやうに相守る可き事
付、失火出来の時は面々請口（受け持ちの所
）堅固に相守り、緩み有る可からざる事
付、別紙に定め置く所の火消の法宜しく相守

甲乙を見届可言上、其組々之儀は其頭之下知をうけ組下々々の者へ手堅法を下し其節堅固に可相勤事

付、諸士之家々大小身共に水溜桶、梯等堅固にこしらへ、不所水を溜置へし、若於不用意は其主人可為緩事

一、乗与之事

右一門之歴々家老之者出家沙門十五才以下之者は不及免許可乗与、五十才以上の老人又医者病人等は赦免之上可乗事

一、知行守護之事

右面々所宛行之領知（地）之儀年々修補に不怠、所務を薄くし百姓を憐み田畠不荒様に可令守護、若所務を苛し、不厭民苦、使百姓分散或八山林を荒し、或は井手川除

るべし、其の頭々は其の手々へ能く下知をなし、諸人の働き其の甲乙を見届け言上すべし、其の組々の儀は其の頭の下知をうけ組下々々の者へ手堅く法を下し、其の節堅固に相勤む可き事

付、諸士之家々大小身共に水溜桶、梯等堅固にこしらえ、所ならず水を溜め置くべし、若し用意せ不るに於ては其の主人緩みたる可き事

一、乗与（かごに乗る）之事

右一門の歴々、家老の者、出家沙門（僧侶）十五才以下の者は免許に及ばず乗与すべし五十才以上の老人、又医者、病人等は赦免の上乗る可き事

一、知行守護の事

右面々所宛行の領地の儀、年々修補に怠らず、所務を薄くし百姓を憐み田畠荒さざる様に守護せしむ可し、若し所務を苛くし、民苦を厭わず百姓を分散せしめ、或は山林を荒し

塘、道橋等之修補に怠り、惣而熟田を不毛之地となす事大なる国賊たり、不可有不誠因茲元就公政道のため堅被相制之法也、自今以後宜相守此旨者也、然上は郡奉行代官等蔵入給主をわかたず無私見聞之上連々可言上、其法堅固なる者には可加褒美不堅固なる者をば則可召放給地事

付、郡奉行代官等背先条之旨侍輩之ためを專とし、掠公儀可訟事を不訟者八当分掩隠後年に至て於洩聞八可為同罪事

一、目付之者可心得事

右是度申出旨堅固に相守、諸士之善悪邪正共に毛頭無私見分の上速に可言上、尤可有賞罰嚴重之沙汰、若目付として構私於不訴之者其科可重事

或は井手、川除、塘、道橋等の修補に怠り、惣じて熟田（良い田）を不毛の地となす事、大なる国賊たり、誠めざる有る可からず、茲に因つて元就公政道のため堅く相制せらるるの法也、自今以後宜しく此の旨相守る可きもの也、然る上は郡奉行代官等蔵入、給主をわかたず、私無く見分之上、連々言上す可し、其の法堅固なる者には褒美を加う可し、不堅固なる者をば則ち給地を召し放つ可き事

付、郡奉行代官等先条の旨に背き、侍輩のためを専らとし、公儀を掠め（ごまかす）訴う可き事を訟えざる者は、当分掩い隠し後年に至つて洩れ聞くに於ては同罪たる可き事

一、目付の者心得可き事

右是度び申し出する旨堅固に相守り、諸士の善悪邪正共に毛頭私無く見分の上、速かに言上す可し、尤より賞罰嚴重の沙汰有る可し若し目付として私を構え之を訴えざるに於て

以上

右此条数は受天下之御制法之旨、或考元就公以来之旧記漸所記之法令三十三箇条令潤色事聊以非企新儀之法、是故為当家之式目而宜相守自今以後年々不怠至正月十一日宜読知之、若十一日公用相障則其翌日可執行、然上八先条所載之法令於違犯は詮議之上、明糺咎之輕重、或斬首切腹或国退遠流又籠舎閉門過料之七刑全不可遁、此法堅固於相守は其賞尤可重、此条可申渡者也

万治三庚子

九月十四日

御墨印

毛利主繕 殿

毛利隱岐 殿

益田孫左衛門殿

堅田安房 殿

榎本遠江 殿

は其の科重かる可き事

以上

右此の条数は天下の御制法の旨を受け、或は元就公以来の旧記を考え、漸く記する所の法令三十三ヶ条潤色（色どりをつける）せしむる事聊か以て新儀の法を企つるに非ず、是の故に当家の式目として宜しく相守るべし、自今以後年々怠らず、正月十一日に至り宜しく之を読知すべし、若し十一日公用相障らば則ち其の翌日執行なうべし、然る上は先条に載する所の法令違犯に於ては詮議の上明かに咎の輕重を糺し、或は斬首、切腹、或は国退（追放）遠流（島流し）又籠舎（入牢）閉門過料之七刑全て遁る可からず、此の法堅固に相守るに於ては其の賞尤より重かる可し、此の条申し渡す可き者也

万治三庚子（一六六〇）

九月十四日

御墨印

（毛利綱広）

古文書は、現代文のような書き下し文でなく、時には後に返って読んだり（漢文式）時には符号のような字（例えば与）のように特殊な書き方をしたものがあ
ります。これらを全部読みこなすことは
到底私どもの手にはおえません。山口県
文書館の専門家や地方の権威ある研究家
に判読をお願いしたのもあります。
「郡中御制法」や「御当家御式目」など
は上段に原文を下段に通読をかゝげまし
た。
原文の方には漢文式の返り点（一、二
レなど）の読み方の順序を付けましたが
不学のため中にまちがった所もあるかと
思います。御判読を願います。

毛利主繕 殿
毛利隠岐 殿
益田孫左衛門殿
堅田安房 殿
榎本遠江 殿

「弥富丸山八幡宮縁起と青木家の系譜
榎木藤井園一氏文書より」

品川

晴

防長注進案によれば、弥富丸山八幡宮につ
いて次のように記してある。(以下抜粋)

当社往古は福田村の内、宇田郷と三ヶ村の
境、八幡原に御座候所、慶安年中(一六四八
〜一六五二)御検地の節、出石御上地相成候
に付、弥富村の内馬場へ遷し奉り、其後貞享
年(一六八四)御検地の節、又々出石御上
地に付丸山へ遷し奉り、夫以来崇祭り来候由
勸請の古記は中古神職の家火災の節焼失仕候
由御座候事

里説に曰、天正文禄の頃年歴不詳候へども
弥富村の山谷と申所に清太夫と申もの、長尾
の岳にて衣冠正しき一尊像を拾ひ揚、能く見
れば裏に八幡宮と彫付ありし故、其の訳を里
人に語りて直に一小祠を建て是を崇め祭る、
此の故に其地を八幡原と呼来り候、其後馬場
へ遷し亦当社へ遷宮、馬場の社跡を古宮と号

す、鐘撞面と今田の字名にあり、且又右の清太
夫が子孫今に血脈相承して例年御祭礼の節は御
社へ罷出、神供を炊き相供へ申し候事

或人云う、此の八幡長尾の岡の地形、北は白
須御立山、西は宇田村山野につゞき、田平御立
山あり、南は山野といへども高山聳え、東は真
名板山御立山へつゞき、すべて四ヶ村より登り
詰めの高き所なり、土地は冷水流れ、漸人跡往
来の道程は踏堅めたれども、其の余は大湫(湿
地)にて古へとても人の住居せし所とは見え
ざればこの尊体草むらの中にてひろひしといふ
事決て戦国の砌なれば、程近き上小川村平山の
城などいへるありて、平山原は古戦場と申伝へ
たる事あれば、此の辺落武者の隠られし所にて
彼の尊体は軍の守神にて母衣などの内に納め置
れしを取り落されしものにてあらむ

青木譜

多治比王二十代後胤青木武蔵守直兼七大代孫
青木加賀右衛門尉重直男多治比一重所右衛門尉

民部少輔、是ヨリ五代連綿（切れなく続く）とゞ天明年中迄

只今摂州豊嶋郡（大阪兵庫の境辺）麻田在城ナリ、寛永年中ヨリ青木氏代々領之

長州阿武郡上小川村平山在城主町野坂江正家臣青木権十郎忠常、子供二人、姉三才、弟出生、幼少ノ時文禄年中乱勢（世）の節、父権十郎戦場ニテ討死ス、行方不知、残ル奥方子供必至ノ渡世不相成、民家落弥富村馬場ノ大畠田嶋何某方工有付（身をよせる）此権十郎当国ニテノ青木家之開人元祖也

一代 青木権十郎忠常

子二人、姉三才、弟は当才ナリ、幼少之時文禄年中諸方ニ乱勢（世）之トキ父権十郎陣中ヨリ不帰定メテ討死ト見工行方不知落城之跡に残る母子誠に十（途）方に暮れ渡世に込り馬場之大畠田嶋何某工在付民家工落ル

二代 同 権蔵

二十八才之年、此時元和二年初秋の比朋友数多連ニテ長尾ノ岡ヲ通り、岡ニ惣田原ト云所藪之中ニ光明光リ御座ス衣冠之尊神御立在リ、銘々（各自）抱工立テントスレ共、地より不離所工権蔵立出デ、何とぞ身仏の躰ナラバ我ニ御取付被下と抱工上ゲタレバ、御移有リ直ニ能見レバ裏ニ八幡宮トノ文字刻付顕シタリ、是八不只尊キ御神ナリ、背中ニ乗セ馬場工連帰り御宮構也、我守護神トゞ鎮祭申候彼之権蔵七十一才ニテ万治元年（一六五八）死ス

三代 清槌

慶長十七年（一六一二）出生、青木清治郎ト改名ス、清治郎四十一才之時于寛文二年御検地ノ節ニテ御役人熊野藤兵衛様御出勤在之候ニハ此社え御参時有之何カト御尋被成候ニ付キ前書之趣言上仕候得バ左有八当所には八幡宮なきに付弥富村惣社八幡宮とせよと被仰付奉得其意其時清治郎事清太夫と改名仕リ

神前通り社人同様に取扱い、御供神酒洗米
神供御膳其外備物引受永々子々孫々に至迄
同様、右之清太夫七十一才にて明和二年（
一七六五）卒又

清太夫子

四代

寛永十二年（一六三五）之出生、只助後
二左中卜改メ七十四才ニテ卒又

五代

寛文七年（一六六五）未之出生、左門卜
言ウ、後伊豆見卜改メ、貞享（一六八四）
（）之比市之丸山え宮柱構候様ニ御領主より被
仰付、此時貞享三寅之年御遷宮相成候馬場

之宮土地は有田開作又八鐘突面共云地名ナ
リ、御殿之跡、神水之池等今ニ古跡有之尚
又御本社部鍵当代迄守護仕来リ候、当社御
繁昌御神意永々万代不易之氏神と奉祝祭候
元禄元年（一六八八）二馬場より山谷之中屋
敷工往キ致住居候事、元禄十五年（一七〇〇

二）午ノ十二月卒又

六代 清浄

後二権十郎卜改

子供五人長男継本家男女四人他家二有付ク

七代 幼名吉槌

後二清蔵卜改メ家続なり

八代 佐吉

後二吉次郎卜改ム

六、七、八此之三代之間血脈相続、家続八相
整候得共委敷くわしき簾々不明、実子八数あまた多有之候由
二相聞候、実子之家続也

九代

寛文六年（一六六六）出生、幼名左次馬、

後二左次郎卜改メ、子供五人有リ、長男八継
本家ヲ四人之男女八他家工有リ付ク

本人事七十九歳ニ而寛保三年（一七四三）亥
ノ四月廿一日卒又、第十郎兵衛上屋敷工出仕
又、追々繁昌ニ続ク、左次郎妻宝曆六（一七
五六）子ノ年五月七日終ル

享保十四年（一七二九）出生、幼名は清治郎、後二佐右衛門卜改、子供三人有、一人は継自家、式人八他家二有付ク

行年七十一才ニテ卒ス、寛延八年辰ノ十月十五日卒ス、佐右衛門妻文化十（一八一三）酉ノ十月三日死ス

十一代

寛延三年（一七五〇）出生、幼名清槌後二清太夫卜改メ、子供五人壹人八自家ヲ継ギ四人八他家ニ在付ク、七十四才ニテ卒、文政五年（一八二二）ノ壬正月七日命日、清太夫妻六十八才卒天保三（一八三三）辰ノ十一月五日

十二代

天明七（一七八七）未ノ正月八日出生幼名清藏後二佐右衛門卜改子供男女二人有、姉八立野神右工門妻二遣シ弟松藏自家ヲ継グ、佐右衛門婦八山谷ノ岩本万治郎娘設之

永住ス、文政七（一八二四）甲之年櫛木ノ芝屋敷二藤井源藏無子ニ付、素親類之行惣者城市惣左衛門殿扱を以て責参（直？）リ芝之家続ス、是迄八苗字青木と名乗候処工候得共、藤井家二人家二付青木之儀八全家之与三右衛門え譜リ

佐衛門姉行年六十二才、安政五（一八五八）戌午ノ二月八日卒ス、藤井左右衛門行年八十才、慶応二（一八六六）丙寅十月四日卒ス

十三代

文政元（一八一八）寅之九月十九日誕生、松藏後二源左衛門利惣治卜改、子供女子壹人妻八山谷ノ青木与三右衛門娘、後明治十七年（一八八四）春四月十六日朝六時卒ス、絃二依テ葬儀ヲ改メ神葬ト成ス

卒後二藤井利惣治政 翁靈神トシ（おくり名）諡号ス

嘉永二年（一八四九）酉十一月二日出生

是迄八男子血脈相続ス、当代只今デ女子誕

生吉人

.....

此書八古キ系図大損シ候二付、今天和元年

（一六八一）酉ノ年ヨリ古書之表ヲ以テ再擇

セリ、併百八十五年ノ間不同之儀有間敷二限

ラズ考合ノ上遊覽希所二候、此時慶応二（一

八六六）丙寅ノ正月改之

十三代目 藤井利三治代改之

筆者七十八才 玉川翁忠泰（花押）

弥富丸山八幡富の縁起については、風土
 注進案に記されたものをはじめにかゝけて
 おきましたが、それを裏づけ檜木の藤井園
 一氏家系書により手がかりを得ることがで
 きました。藤井家の祖とも云うべき青木家
 の系譜をそえて、丸山八幡宮縁起の資料と
 して紹介する次第です。

お願い

今山口県文書館におきましては、「山口県史

」を作るべく、県内各地に残る古文書資料の調

査に懸命の努力を重ねておられます。これは資

料を収集するのではなく、何町の誰の家に行け

ば、このような資料を知ることができるとい

ことで、その賢料を提供してもらおうという

はありません。権力や政治、特に武家政治時代

の権力者の歴史の究明はわり合いにたやすいか

もしれません、しかし、そうした権力者や支配層をさへえて来た多くの農山漁民、商工民の実態をつかむことはたいへんむづかしいものです。しかし、こうしたものが究明されねば本当の郷土の歴史が究明されたことにはならないのではないのでしょうか、時の支配者の歴史だけを連ねてこれが郷土の歴史とは云えないと思います。

そうした意味で、皆様の家に残存するどんなさゝいな古い書き物や記録でも提供して下さることをお願いする次第です。いただくのではありません。資料として見せていただければ結構なのです。

例えば冠婚葬祭に何をいくら買ったとか、大福帳や売り掛け帳などでは、その当時の物価の指数や変動を知ることができます。いわしが一尾いくらしたとか大根が一本何ほどしたとか、そうした記録が私達のふるさとの祖先の生活を知る貴重な資料となるのです。家の

普請に大工左官何人役、酒何斗、又浦でいわしの大漁があり、どこへ何程いくらで売った、祝いに酒を何斗使ったなど、そんな覚え帳があったら、それこそ、われわれ庶民のほんとうの生活の歴史のあかしではないのでしょうか、須佐の領主の益田家や其の下で働いた侍たちの働きの歴史も勿論大事です。しかし、そうした人々をさへえて来た農山漁商の働きを無視してはなりません。そうしたもののすべてが明らかにされて、はじめて「本当の須佐の歴史」ができるのではないのでしょうか、ですから、一冊の大福帳、婚礼や葬式の出納帳とか、何もかも古い書き物の一つ一つが私たちのふるさとの記録資料とお考えになって、見せていただければ幸甚に存じます。ほんとうの須佐町の歴史を作るために御協力下さい。